

第三十九回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録 第十一号

昭和三十六年十月二十五日(水曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡本 茂君 理事神田 博君

理事始岡 伊平君 理事周東 英雄君

理事岡田 利春君 理事多賀谷真穂君

理事松井 政吉君

大村 守江君 藏内 修治君

白濱 仁吉君 館林三喜男君

井手 以誠君 田中 武夫君

滝井 義高君 中村 重光君

渡辺 惣蔵君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣 佐藤 榮作君

運輸大臣 齋藤 昇君

出席政府委員 森 清君

通商産業政務次官 塚本 敏夫君

通商産業事務官 (大臣官房長) 今井 博君

通商産業事務官 (石炭局長) 八谷 芳裕君

通商産業監務官 (鉱山保安局長) 樋口 誠明君

通商産業事務官 (公益事業局長) 辻 章男君

運輸事務官 (海運局長) 岡本 悟君

運輸事務官 (鉄道監督局長) 堀 秀夫君

労働事務官 (職業安定局長) 奥野 誠亮君

自治事務官 (財政局長) 高橋 末吉君

委員外の出席者 運輸事務官 (鉄道監督局長) 有鐵道部長

専門員 越田 清七君

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号) 産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号) 石炭鉱業安定法案(勝岡田清一君外二名提出、衆法第二号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興臨時措置法案、勝岡田清一君外二名提出の石炭鉱業安定法案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き、質疑を続行いたします。伊藤卯四郎君。 ○伊藤(卯)委員 私は、本日、石炭安定対策について、佐藤通産大臣その他関係者にこの根本的な問題について質問してみたいと思います。それぞれの問題については、同僚各位から相当突っ込んだ質問が行なわれておりますので、私は石炭の根本問題について、政府はどのような対策を立ててやろうとするかという点について伺いたいと思っております。

私どもが先日、炭鉱労働組合の代表とともに池田総理と会見をいたしました。たおりに、佐藤通産大臣と福永労働大臣、大平官房長官等もおられました。そのおりに池田総理は、大蔵大臣は見えていないが、これは自分の方で十分

話をいたします、こういうことでして。た。そのとき池田総理がわれわれに回答されたことは、心を新たに石炭対策については思い切つてやります、このことを佐藤通産大臣も福永労働大臣も十分考えて、君らも思い切つて一つ対策を立ててくれ、こういうことを特に総理は両大臣に要請されておりました。私はそのとき、総理がわれわれに回答された今の言葉は、非常に大きな希望と期待を与えた、従つて、これを裏切らないようにしてもらいたい、さらにはあなただけではなくて、政府の関係者、自民党のそれぞれの関係者にも十分その意思を伝えて、一つ実行してもらいたいというところをつけ加えました。ところが池田総理は、承知しました。ところが池田総理は、承知しました。ところが池田総理は、承知しました。

○佐藤國務大臣 ただいま伊藤さんから緊急対策はともかくとして、恒久的対策はどういうような構想を持っておるか、内閣は、総理を初め各大臣とも、思想の統一ができておるか、こういう点を御指摘になりました。その通りであります。ことに私は、皆様方にかぐまで御熱心に御審議をいただいております。大問題でありますから、御了承を得、お話しを得なければならぬと思っております。池田総理が通産大臣時代、私は当時大蔵大臣でございまして、いわゆる石炭産業の合理化、安定化に乗り出したその当時、ある程度の柱はできておりましたが、当時はまだ液体燃料との関係におきまして、今日ほど深刻な事態をかし出しておらない、同時にまた、財源等の関係もありまして十分の予算をこれにつけることができなかった。もし三年前にそういう処置がとられておりましたならば、あるいは今日の事態につきまして

も、事前に、ある程度、ここまで追い込まなくても済んだのじゃないだろうか、かように実は反省をしておる。この点を御披露いたしまして、最初に御了承を求めたいと思つて。ところで、今日当面いたしておりますのは、私、九州におきまして申し上げました通り、基幹産業である石炭産業を安定産業たらしめるといふ構想のもとに諸政策を推進して参りたい、かように考えておる、この一言に尽きると思つて。具体的内容といつたしましては、石炭合理化資金いわゆる近代化資金につきましては、開発銀行やあるいは整備事業団の予算等を十分手当てする、これが第一だろうと思つて、あるいはまた、産炭地振興について特別の考慮を払ふこと、これが今後問題だろうと思つて、また離職者対策につきましても、従前にも増しての内容の充実をはかること、同時に、この点に関連しましては、炭鉱に従事しておる人たちが、労働者あるいは経営者ともに安定産業としての誇りを持ち、この職場に安心して勤務できる、こういう態勢を整備することが何よりだろうと思つて。すでに最低賃金の問題が起つたり、あるいは離職した場合における賃金保障の問題などの御意見が出ておりますこと等を考えますと、ただいま申すような点に具体的な処置が講ぜらるべきではないか、かように実は思つております。いろいろ具体的な問題につきましましてさらに掘り下げてみれば、いろいろの具体的

対策があると思ひますが、つづめて申しますならば、安定産業たらしめる、そこに経営者もまた労働者も安心して働ける、そして離職後の心配のないような産業たらしめる、そういう意味において、また地方としては、産炭地がいろいろ疲弊その他して参るでございまいし、それから、そういう意味においての産炭地振興、こういう点を具体化する、こういうことに尽きるのではないかと、かように考えておる次第であります。

○伊藤(卯)委員 これから私は根本的問題について、具体的に例をあげまして数点お尋ねいたしますので、通産大臣もそのつもりで、一つその考え方、方針をお答え願ひたいと思ひます。

石炭の不況は、一時的なものではないと思ひます。これはエネルギー構造の変化によって起こつておることは、御存じの通り。そこで政府は、日本の産業経済の重要な基本政策として石炭対策を具体的に立てられるということ、が、与えられた一つの使命であらうと思ひます。そういうところから、佐藤通産大臣も先日現地に行かれたとき、石炭は斜陽産業じゃない、この言葉は返上してもらいたい、国の基幹重要産業として五千五百万トン維持せなければならぬ、こういうことをそれぞれの会合で相当強調されたことを私は伺つておりました。私も大いに賛成し意を強くした一人であるが、こういうことを発表された。その重要な基幹産業としての五千五百万トンを安定させなきゃならぬ、その安定させなきゃならぬという具体的な対策について、どういふことをお考えになつておるか。

○佐藤通産大臣 まず、安定需要といふものを確保することが必要だと思ひます。御承知のように最近、液体エネルギー源の石油がどんどん進出してゐる。かつて唯一のエネルギー源であつた石炭産業は、そういう面で競争の立場に置かれておる。従ひまして液体燃料に自分たちの基盤をとられる石炭産業、こういうことでございまして、ここに一つの不安定なものがあつた。そのためには、需要の安定化をはかる。今大体私も考えておりますのは、五千五百万トンのうち七割は安定需要、こういうところへ目標を置きまして、業界の協力を得、指導をし、同時にまた石炭の合理化、これは労使とも絶えず工夫していかなるべきだと思ひますが、これはすべての産業に当然のことでございますから、そういう工夫はお願ひいたしますが、特に目標を定めてのコストの低減は、三十八年度を目標にしての千二百円下げ、これの實現に一その御協力を願ひたい。それより以上のことを重ねてお願ひするつもりは、ただいまのところございませぬし、これは当然今日もいろいろ努力をされ、困難な条件のもとにおきましても最善の協力を願つておるのでございまして、いわゆるこの柱のものと、需要の安定化をはかつていくといふことを、まず大柱として考えるわけでありまして。

た、買い上げの際にいろいろ問題が起ります。その買得のいくような解決方法をぜひとも講じて参りたい、かように考えておる次第でございます。

○伊藤(卯)委員 今の御答弁を聞いておつて、実は私は非常に失望しました。たとへば、今通産大臣は、七割を大口需要家に協力してもらふといふこととありますが、単に政府が協力を求める程度で大口需要家がその石炭の買い取りについて責任を持ったというた感じが、今まではありません。たとへば、雨がよけい降つて出水量が多くなつたといふことになつてくると、電力会社は水力の方で全部まかなえるわけである。従つて、石炭の買い取りを控えてしまふ。すでに今日では、三百億以上の湯水準備金が電力会社にある。雨がよけい降つたために、それだけの余裕の金ができておる。ところが、貯炭のためにこの金を使って炭鉱を助けたという例を、私はあまり聞いたことがありません。それから国鉄にしても、国の機関であるにかかわらず、どんどん油と混焼して使つてゐる。あるいはだんだん油に切りかえていく。鉄その他の大口需要家を見ましても、足らざるときにはよけい買ひますけれども、油に切りかえていく。石炭をだんだん減らしてきてゐる。営利主義の事業のもとにおいては、経営者は燃料、原料の安いものを使って自分の製品を作るのは当然のことですから、協力を求めるという程度のことでは、あなたのおっしゃる五千五百万トンの安定を確保することはできない。だから、そういう場合に政府はどういふ形で補償するのか、政府の補償貯炭にするのか。

か。あるいはそれぞれの大口需要家に対して、その買い取りをさせて貯炭として保存させておく、そのために必要な資金は国が融資する、こういう形を明確にされない限りにおいては、私は五千五百万トンの安定ということ、今後の石炭の保障は得られないと思ひますが、その点についてはどうですか。

○佐藤通産大臣 今日まですでに大口のところには、長期引取契約を締結しておりました。その長期引取契約の實施状況を調査してみますと、大口炭鉱の石炭はその通り入つております。また電力会社自身も、それを断つた例はございませぬ。また、御承知のように、たゞいまは火主水従といひますか、発電は火力に重点を置き、水力は補充的な使い方をいたしておりました。その立場からいたしまして、石炭についての電力会社の要望は非常に強いのであります。ただ最近、長期契約自体がその通り実行されておらないといふ——これは一面、業界からそういう話を聞くのであります。また火力発電の方についていろいろ話を聞いてみますと、大手の方はそのまゝ入つてゐるが、中小の方においてはなかなか契約の炭を確保することは困難だ、実はこういうことを申しております。これはおそろしく中小のところにおいては、最近の需要の關係から見まして、比較的価格の安い長期引取契約のある方ではないか、より高い方に炭が動いてゐるのではないかと、こういう懸念があるのではありませんか。私は適正価格であることについていろいろ検討をする必要があると思ひますが、長期引取契約としての安定性というところには、やはり価格の安定もなければならぬ。それが一

方的に需要者側の電力会社から値段がたたかれるようではないかと、かように思ひますので、適正な価格といふものの指導は、もちろん通産省はいたすつもりでございます。だから、ただいま申し上げました長期引取契約は、そういう意味で十分信頼するに足ることだと思ひます。また、ただいま言われるように、水力が非常に豊富で、電力会社自身がその長期引取契約があるにかかわらず買い取らないといふような事態がございしますれば、もちろん政府も片棒をかつぎまして、港灣だろが、工場だろが、買い取るような処置を政府みずからがとつて差しつかえないことだと思ひます。けれども大筋の基本的なものとしては、やはり長期安定の引取契約を作ること、これが第一だろ。そういう事柄がどういふように行なわれるか、これを絶えず私もが見、そして石炭が残らないような処置をとる。これを一つ氣をつけて参りたい、かように思つておるわけであり

○伊藤(卯)委員 だいたひ具体的な答弁になつてきまして、さらにもう一言、そのことについてはつきりしておきたいと思ひます。これは、第一は、大口需要家にそれぞれ長期引取契約した数量は、必ずこれを引き取らず、万一起き取らない場合、あるいはその他の事情によつて山元で貯炭ができ、炭鉱が掘つたものが売れないといふ場合には、国がそれについて補償をする、この補償貯炭とすることです。それをばつきりしておきたい。

○佐藤通産大臣 そこまで考えるべきだ。ただいまはそういう必要はございませぬけれども、今のような御心配が

でございますれば、そこまで考えますと
いうことを申し上げたのであります。

○伊藤(卯)委員 それでだいぶん安心
しましたが、一言私が注意をしておき
たいのは、現大臣のときはお約束され
るが、次の大臣にかわられると、それ
が実行されたためしがほとんどない。

そこで佐藤通産大臣は、これはもう自
民党、池田内閣の確約であるというこ
とをここで一つはつきりした、こうい
ふふうに思つて差しつかえないかど
うか。

○佐藤通産大臣 私は、この出炭の七
割というものが適当かどうか、そこに
まず一つの議論があると思ひますが、
少なくとも七割はちゃんと引き取る、
そして出炭者に七割が引き取られない
ような事態は起こさない。これは自民
党の確約と申すよりも、国自身が業界
に対し、一般に約束すべきもの、
かように思ひます。ただいま池田内閣
でございますが、池田内閣が就くとい
う意味から申すわけではございませ
ん。私どもは個人的な解釈はございま
せん。これは政府の責任においてた
だいま発言しておるので、御了承を願
います。

○伊藤(卯)委員 これは余談になりま
すけれども、特に私が佐藤通産大臣に
信頼しておるのは、池田内閣がつぶれ
たら、おそらく佐藤内閣になるだろう
というのが世間の定評ですから、あな
たが確約したことはおそらく間違ひな
いだらうと固く信じますから、一つそ
のつもりでお願いします。

それから、御存じのように、炭鉱で
は民間の金融資金を得るといふこと
は、今のところほとんど不可能になつ
てきました。これは中小のみならず大

手にもその点が大部分になつてきたこ
とは、御承知の通りです。そこでどう
しても、協力を求めて政府の方針を実
行しようとするれば、国の財政資金によ
るほかにはない。しかしながら、国が
直接貸すというより、ほとんど民間を
通じてということになつておりますか
ら、従つて国の財政投融資資金をもつ
て民間に保証する形を多くとられなけ
れば、炭鉱にその資金が回つていかな
いわけですから、そういう点から、多くの炭
鉱が政府の石炭政策に協力をして立ち
直ろうとするについては、どうしても
政府の財政投融資による以外にない、
また、その保証による民間からの融資
を受けるよりほかにはない方法がない
ことは、すでに御承知の通りです。か
らは、そこで、この資金難の窮状を打開
するために、政府はどういうような処
置をして金融問題を具体的に解決され
ようとおるか、この点について一
つ。

○佐藤通産大臣 御承知のように、一
般事業と申しますと、これは民間資金
で、いわゆる政府の資金はほとんど
入つてこないと思ひます。パーセン
テージからいって非常に低いのであり
ます。ただいま事務局に調べさせてお
りますが、石炭産業はその特殊性から
見まして、過去におきましては政府資
金を投入いたしておりましたが、今後と
も一そうそういう必要があるだろう。
先ほど冒頭に申しました安定産業た
らしめる、そういう意味の機械化、近代化
等に必要の資金は開銀融資に待つので
ございまして、そういう資金ワクを
拡大するといふことを申しましたの
も、石炭産業の現状に即するように政
府資金に依存するからで、そのパーセ

ンテージは、他の産業とは格段に変え
ていくつもりでございまして。ただい
まのところ、三百十二億というのが設
備資金でございまして。運転資金は市中
金融ということになつておりますが、
まず設備資金で低利の政府資金の貸付
をすることが望ましいんじゃないか、
かように思ひます。

ところで今日まで、大手に対する設
備資金は使われるが、中小企業にはほ
んど使われておらない、こういうよう
な点がございまして。これは結局資金
のワクをふやすこと以外には解決する
方法がないんじゃないか、かように
思つておりますので、特にその点に力
を入れた、こういう気持ちでございま
す。昨日現地を視察して帰つて参りま
したが、最近の一般金融の引き締め等
から、中小と言ふやうな大手もまた、金融
の点で困つておるようございまして、
特に閣議で決定をいたしまして、
大蔵省から日銀を通じて、石炭産業の特
殊性にかんがみて、石炭産業への金融
は特別な配慮をするように注意をいた
して参つたのであります。中小企業は
この点では抽象的な配慮というだけで
は不十分でございまして、すでに御
承知のように、年末金融としては、今
回十五億を閣議決定をいたしまして、
そのワクをきめたわけでありまして。し
かもこの貸付の方法としては、在来に
見ないほど条件を緩和いたしました。伊
勢湾台風の後には一般中小企業に対し
て貸し付けましたと同様の条件のもと
に、今回の十五億の融資をする、こう
いうような処置をとつておるわけであ
ります。この石炭産業に対する資金の
特別融資方法といふものは、今後安定
産業たらしめるためには一そう緊要に

なつてくるだろう。だから、今回の年
末に限らず、そういうような方向で政
府としても努力をすべきだ、そういう
具体的方策を立てるべきだ、かように
私は考えております。

○伊藤(卯)委員 石炭は値段が高い、
高いといふことを今日まで言われてき
ております。ところが石油より一割石
炭の価格がカリロリ的に高くとも、工
業に与える影響、その製品に与えてお
る影響といふものは、〇・二％だとい
う数字を出しているのを見ました。そ
れは相当専門機関によつて出されてお
るようです。工業生産品の中に占める
燃料代といふのは、一万円に対して二
十円高になるといふ計算になるようで
ありますが、そういういたしますと、工業
製品に与える影響といふものはそう大
したものではないのではないかと。たと
えば、油の場合ほとんど外貨を使つて
おりますし、また外貨の使いがしらす
言つていいわけですか。そういういた
しますと、こういう外貨を使い油と石炭との
比較につきまして、今申し上げたよう
に、工業製品に与える影響といふもの
は、問題にならぬ程度である、むしろ
国の政治の全体的な配慮の点から考え
るならば、私は、石炭の高いといふこ
とは問題にならぬのではないかと、むし
ろそういう点はいわゆる国の政治の配
慮によつて解決をするといふことが、
きわめて容易であると思ふ。私は、日
本経済の基礎的な将来の上に立つて、
むしろその方向をとるべきだ、こうい
うことも考えられるが、大臣この点に
ついてどういふお考えですか。

○佐藤通産大臣 これは、全体の産業
による平均から申しますと〇・二、こ
れから見ると、いかにも低いといふこ
とであります。しかし電力の火力で見
ますと、燃料の使用額等から見まし
て、電力料金をきめるものは燃料費だ
といふことになるので、五七・八とい
う数字が出ておる。いわゆる一般産業
に占むる割合と申しますのは、食料品
の関係であるとか、繊維関係である
とか、あるいはソーダ関係であるとか、
あるいは豆練炭その他いろいろとこ
ろ、この辺は一％ちょっとでございま
すから、そういうところには比較的影響
はない、ただ、今指摘いたしますよ
うに、大口消費者であるところには非
常な影響がある。電力あるいは
コークスは大きなこととございませ
んが、ガラスが一〇・五、さらにセメン
トが二三・七、石灰ドロマイトが二
五・九、特殊の産業につきましては相
当燃料の占むる率といふものが高いわ
けでありますから、石炭のあり方とい
ふものをきめることは、いわゆる総体
のエネルギの占むる割合だけできめ
ていくわけにはいかない、一つこれの
中身を御検討いただきたい。

○伊藤(卯)委員 今大臣が答弁され
たのは、あまりにも古い数字ではないか
と思ふ。これは別にここで議論するつ
もりはありませんが、たとえば電力に
ついて、今後の水力開発といふものは
非常に投資資金がかかる。その反面
石炭の方は、低品位火力といふものが
日本でもほとんど成功している。そう
いう点から新たな見通し、計算を立て
ていきますと、私は今おつしやつたそ
の数字には、非常に大きな変更が起
こつてくると思つております。ここ
でその点を今議論しようとは思ひませ
んが、そういう点は一つ大きく考えら

れるべき問題であるということだけを私は提供しておきます。

それから、世界の近代工業国は、石炭問題の解決は経済的な使用価値だけではいかぬ、その国の国内の地下資源というものをどのように有効に活用するかというところに各国とも政治の力を非常に注いでいることは、御承知の通りだと思ひます。日本の場合におきましては、輸入油が非常に多くなつてきておる。この輸入する油というものは、国際的な不安というものをたえず考慮しなければならぬというところは、議論の余地がないと思ひます。そういう点から、石炭を政治的にどういうように配慮するか。その国の産業経済の上にとりいかに配慮して解決するかということ、これは世界各國が重要な問題として取り上げてやつておる点でございます。日本においては、今まで歴代の政府はそういう配慮をしてやつておりません。たまたま、このたびこの問題を政治的に配慮してやろうというところが、ようやく取り上げられる段階にきておるのじゃないか、こういうふうに思ひますが、こういう一つの基本的な考え方について、一つ大臣の意見をお聞かせ願ひたい。

○佐藤内閣大臣 国内の石炭であるということから供給の安定性を高く評価しなければならぬ、これはただいま伊藤さんの御指摘の通りであります。昔のような、自国の独立経済というような考え方なしに、やはり安定的な供給が可能だ、これを高く評価すべきだと思ひます。特に日本の場合におきましては、外国から全部の石油を買ひわけでございますから、しかもこれが国際市場の動きによって、日本の石

油市場が独占、あるいは左右される。これは非常な危険を包蔵するといわなければならぬ。あえて戦争というよりなことを考えるまでもなく、経済的な立場におきまして国際市場に独占されておるのは非常に危険だといわなければならない。ことに最近石油価格が変動しておりますのも、これは正常的な価格だとは考えられない。そういうようなことを考慮に入れて参りますと、外国に依存することは非常な危険性があるということがいえるわけであります。しかしながら、本来国内のものだから、値段がどうあろうと全部国内のものを使う、こういう議論になるかというところ、そこまでは私も踏み切らないつもりでございます。やはり、一応の経済性ということも考えなければいけません。ただ、国内のものが不利であるならば、国内のものを優先的に使ひ、私も少しは皆様に御披露いたしておる通りに、石炭と石油を価格の面でそのまゝの姿で競争させようという点に於いては、ただいま申すような点にあるわけでございます。今後エネルギーの需要が非常に増大して参ります。それに対応して国内エネルギー源をどの程度使い得るか、こういうところが私どもの方の計画の基礎に実をなすわけにはないわけであります。そこでこの石炭のあり方をいろいろ見ておる。ただいまはなかなか国内の需要が強いのでありますが、五千万トン出炭がされておらない。そういうことを考えてみますと、五千万トン出炭の目標というものは、現状におきましては相当高い目標だといふことがいえるのではないかと思ひま

す。しかし今後、原料炭を中心にしての新鉱開発などができ、新しくどんどん国内の石炭も発展して参りますならば、これは五千万トン以上出るようになることも考えのうちに置かなければならぬと思ひます。しかし、どうも今まで各方面の方々の御意見を聞いてみますと、五千万トンが相当高い目標だ、こういうところへ意見が一致しておる。ただいま御指摘になりましたような、国内資源であり、安定的なものであり、外貨を使わぬで済む、これらの点も勘案し、経済的なベースというものがこういう辺にあるのじゃないだろうか、実はこういうような考え方をいたしておるわけであります。もちろんこれを一步も譲らないとか、一切動かさないとか、こういうかたいワグではございません。だから、今後情勢が變つて参りますと、国内の石炭に非常に明るい面が出て参りますれば、五千万トンの目標数字を上げることがもちろんでございます。ただいまの状況は、先ほど伊藤さんが御指摘になりましたような諸条件を勘案して出した結論である、かように私も考えております。

○伊藤（卯）委員 政府の計画しておる通りの炭価引き下げをやりますと、明年には石炭価格を九千五百円下げる、ところが、さらにこれを一年繰り上げてやるというようにしておるようでありますが、そうすると、明年一ぱいのうちに炭価を千二百円引き下げるといふことになるわけですか。ところが石炭を生産する必要機材は、ますます上がります。特に私が非常に遺憾に思つておりますのは、さきの国会で、商工委員会におきまして、鉱産物、特に

石炭の国鉄運賃は値上げをしてはならぬということが全会一致で決議になつておる。ところが、決議になつてゐるにもかかわらず、政府はこの石炭の輸送賃の値下げに手をつけておられます。政府は国会の決議を無視しておるわけですか。それから電力料金も、政府の監督下にあるのに、これをどんどん上げてしまふ。たとえば、石炭を掘り出すために絶対必要な坑木その他、そういうものはとんでもなくどんどん上がつておるわけですか。さらにまた政府は、すでに明年から石油の自由化を決定しておられます。この石油の自由化によつて、これまた石炭が圧迫されてきます。そうすると石炭は、いわば内憂外患というところに置かれておるわけですか。こういうような現状にあるのに、明年九百五十円のもの、さらに一年繰り上げて千二百円下げるというようにすることが、はたしてやれると通産大臣はお考えですか。やれるということになれば、当然この生産に必要な機材、運賃その他を下げなければならぬ。下げなければ、炭鉱側ではこれを返上するとおつておる。そこへ、かてて加えて石油の自由化が起つてきて、現在のような石油の値下がりをもつていたしますならば、いよいよもつてこれは収拾がつかぬ状態になると私は思ひますが、この辺の政治的な解決をどういうようにお考えですか。たとえば、生産に必要な運賃その他の機材費といふものについては値下げはできないから、これは補助金をもつてカバーする、こういうふうにお考えですか。これは非常に重大な問題だと思ひから、そういう点について一つはつきり御答弁願ひたい。

○佐藤内閣大臣 いわゆる炭価引き下げ——ただいま、私が聞き間違えたのですか、九千五百円云々というふうに聞いたのですが、九千五百円という炭価はないのでございますから、これは何か私の聞き間違ひだらうかと思ひます……。

○伊藤（卯）委員 九百五十円です。

○佐藤内閣大臣 それでは今下げるという千二百円、そのうちある程度は下がつてきたのです。そこで今おっしゃる通りに、電力料金が上がった、あるいは坑木が上がった、あるいは運賃が上がった、こういうような問題がある。また労賃も、この千二百円下げの際に予定した三割より以上の上がりを示している。これは、いろいろの条件の相違はあるようでございます。しかしその大筋としては、とにかく千二百円の下げにみんな協力してみようという方向に、今気持は動いてゐると私は思ひます。そこで緊急対策の問題として、そのうちで一番千二百円下げを困難ならしめるものは鉄道運賃だろう、だから鉄道運賃について何か特別な工夫はできないか、緊急問題としてこれを是に取り上げておるわけですか。緊急問題として取り上げましたのが、三点あります。一つは緊急就労対策、もう一つは中小炭鉱向けの金融の処置、それから第三の問題は運賃の問題です。この三つを石炭関係関係会議で取り上げておるわけでありまして、それじゃどうするか、ただいま非常に突き進んだお話をしておられますが、前内閣時分に、この問題については一応の解決策を下しておるわけですか。それはどういふことか、これは運賃の後払いをする、そういうことを閣議で決定いたし

○伊藤（卯）委員 九百五十円です。

○佐藤内閣大臣 いわゆる炭価引き下げ——ただいま、私が聞き間違えたのですか、九千五百円云々というふうに聞いたのですが、九千五百円という炭価はないのでございますから、これは何か私の聞き間違ひだらうかと思ひます……。

ておるのであります。ところが運賃後払いの場合には担保が要るとか、あるいは保証が要るとかいう問題になるわけでありまして、これが大手の方はともかくといたしまして、中小炭鉱の方ではそういう道がない。こういうことで運賃後払いの閣議決定が実施されておらない。これが最近の金融の引き締めと同時に、あわせて一そう経営者の苦痛を増しておる、こういうふうに思っています。これは最近、どういうわけに前回の閣議決定が実施できないか、これをまず実施することが第一の基礎的な問題じゃないか、こういうので関係閣僚の間でこれを実施する具体案をいろいろ工夫をしているというのが現状でありまして、また、この点で大蔵当局などとの間に意見が一致を見ておりません。一致を見ておりませんが、これはぜひとも取り上げて解決しなければならぬ。その解決する方法としては、前内閣時に閣議決定をしたその線を實現さす、これを第一段階の目標にしておる。かような考え方でたまたま各省間の折衝をしておる、そういう段階でございまして。

○伊藤(卯)委員 これは重ねて伺っておかなければなりません、さきにお話を申し上げたように、国会の、しかも超党派的に全会一致で議決されたものに對しては、行政の府はこれを尊重しなければならぬはずで、私がこれを特にここで言うのは、たとえばこの石炭対策特別委員会においても、私はおそらく超党派の、いかんか全会一致の形で、石炭問題に対する一つの決議というふうなことが取り上げられることになるだろうという気もいたします。ところが国会が議決した、しかも全会

一致してやったのだ、それを行政の府が取り上げないということになれば、実行しないということになれば、これは私はゆゆしき問題だと実は思っています。それからさきに申し上げたように、特にこの石炭生産に必要なそういうものもろの料金が上がつてきておる。しかも、これをトン当たりあるいは二百何十円といひ、三百何十円といひておられます。もちろんこれは山々によつて違ふと思いますが、これを値下げをしてくれるか、しからずんば国がこれを補給してくれなければ、能率だけの問題では値下げはできぬというのが切実な訴えであるし、大臣は現地にいかれて、それぞれ業者団体からもお聞きになつておるだろう、また労働組合の方からも、そのしわ寄せを労働諸条件の上に受けるので、この問題はやはり労働者一体になつての解決でなければならぬということも、政府にも、佐藤連産大臣にも強く訴えておるはずで、だから、この問題の解決を具体的にどうされるつもりですか。

○佐藤(卯)委員 前国会にどういふことがなされたか、ただいま聞いてみますと、肝心の運輸委員会ではそういう決議がなされてない、商工委員会ではそういう決議がなされたというところであります。もちろん商工委員会の決議を無視するとか、軽視するといふことが申すわけではございませんが、ただいま仰せになるように各党派一致というところでございまして、やや、国会の運営上から見ると、形を欠いてゐるのじゃないか、かように私は思います。しかし政府は、そういう事柄もあつて、その点を尊重して、いわゆるあつたの契約の処置をとつた、

これが閣議決定の線だ、かように私は理解をするのでございまして。ただいま言われるように、商工委員会の決議を無視したとかといふことじゃなくて、十分尊重したとして、ただいま申すようにあと払いの閣議決定をしたといふことだろうと思つておる。だから、この閣議決定のあと払い契約といふものが実施され、運賃があつて払いされる、そういうことをとにかく實現しなければ、せっかくの閣議決定をしても、行なわれなければ何にもならない。一体それがそれをはばんでゐるのかといふことでたまたま検討しているのですが、それが実情でございまして。だから、誤解がないように申し上げますが、十分尊重した結果がさういふ処置がとられた、かように考えておる次第でござい

○有田委員長 労働省の政府委員が来ておりますから、また、運輸大臣は井手委員の質問のために見えておりますので、相当約束の時間が経過してありますから、簡潔にお願いいたします。○伊藤(卯)委員 どうも連産大臣は、私が一番はつきり伺わなければならぬ点にちつとも触れて答弁をされようと思つておるが、私は運賃のことばかり言つておるのではないのです。電力にしても、その他生産に必要な機材費が上がつて、そのまゝの形で値下げできぬというのが切実の訴えになつてゐる。だから値を元に戻されるのか、戻せないから補給金で何とか配慮するといふのか、その点どうですか。

○佐藤(卯)委員 これは、先ほど申しましたように、機材費も高くなつておるし、運賃も高くなつておるし、労賃

も予定したよりも高くなつてゐる、いろいろあるのです。けれども、いずれもそれぞれの理由があつて、それぞれ変わつてきてゐる。そこで合理化の現状がどうなつてゐるだろうか、かように考えてみますと、今の賃金が三〇%以上上つたからといって、これをカットするわけにいかぬじゃないか、これは一つ生産を上げてのんでいただく。機材費も、とにかくこれも経営の面から見て、負担から見ても一応生産の方で一つ消化してもらつて。あとに残るのが運賃問題、これは相当かさんでおるんじゃないか、これは政府が何とかしなければ、業界やそれから労働者に対しても相済まぬのじゃないかといふので、真剣に取り組んでゐるということを実は申し上げておる。今、それでは千二百円は後退したのかどうかと言われるが、業界の実情等によりまして、中小炭鉱からは千二百円は困る、おれの方は先にやつてゐるのだ、こういうふうなお話も出ておる。また大手の方の筋では、もっと近代化資金等を貸してくるなら、積極的にこれはやれるのだ。しかし、少なくとも石炭産業界としては、大口消費者に対して、三十八年には千二百円下げをするのだ、こういう約束のもとに長期買取契約を立てたのだから、われわれは一つ忠実にそれをやつていこう、こういうふうなお話も一部にはあるわけでありまして、政府がその間に立ちまして、それは困難かどうか、その辺の検討をしておるというのが今日の実情であります。私は、苦しいことの方からいへば、今御指摘になりますように、予定通りいかないのだから苦しい。計画通りなつて

おらぬじゃないか、こういうふうな非難も当たつたかと思つておる。しかし、大筋そのものから見ると、そういう方向へ御協力願ふというのが今の状況でございまして。これは非常に打ち割つたお話を申し上げてゐる次第であります。

○伊藤(卯)委員 どうも佐藤大臣は、一番私が聞かなければならぬことについて、それとしてしまつて言おうとされません。運賃の問題がどうの、労働賃金の値上がりがどうの、労働賃金は能率が上がれば、上がるのはあたりまえです。それ以外の解決しなければならぬ点が、どうすることもできなくなつてゐる。それがおそろしくあなたの一番苦しいところだろうと思つて、これがまた、この問題を解決する上において一番重要な点なんです。私はこればかりをここであなたと水かけ論をやつてもいかぬから、これは今後あつての機会に追及することにします。

さらに、関連もしておられますから続けますが、政府が支持しておる、炭価を千二百円引き下げる、これは石油の八千四百円に對する一つの見合い単価として作られたものだと思います。しかるに石油の方は、すでに最近、大口との契約を見ると、六千九百円まで値下げをしてきてゐるようですよ。そうすると、油の値段といふものは、これは外国の油資本が握つてゐるのであります。これと石炭と見合い単価にしよ

うといふことで競争するといふことは成り立たぬことなんです。ずいぶんばかげた話なんです。そこでこの油との見合いといふことで炭価を下げていくといふなら、これは競争できません。

第二類第四号 石炭対策特別委員會議録第十一号 昭和三十六年十月二十五日

そういう考え方であるなら、もう千二百円ではとうてい追いつかぬ話なんです。だからその辺の点について、油との単価競争じゃなくて、石炭をどう守るかという問題がここで初めて出てくると私は思うのです。単価競争ではとてもこれは太刀打ちできぬ。また油資本は、御存じのように外国資本で、カルテルを作っておるのですから、この油資本が日本の燃料エネルギー界の生殺与奪の権を握っておると言ってもいいくらいなんです。それと石炭と価格競争をやらすということでは、石炭の安定というのは永久にあるものではない。この千二百円というのは、油の八千四百円に対する見合いとしてやつたものであるから、油がさらに下がってきた、そうすれば千二百円ではこれはもう維持できなくなってくる。その辺の点についての価格の保障の問題、そういう点についてはどういふお考えですか。

○佐藤國務大臣 先ほど来たたび申し上げておりますように、石油はほとんど下がる。これは安定的な価格ではないにしろ、現状下がっている。千二百円下げは、一応油との見合いで当時考えた。その後石油は下がったから、また石炭を下げなければならぬかという、これはもうやらぬというのを先ほど申し上げたわけです。だから、石炭と石油を価格の面で競争させることはもうやめよう。しかし、最初予定した千二百円下げ、五千五百万トン、これはとにかく御協力を得て進めてみよう。しかし、それより以上に進んで価格を下げるということは政府は言わぬことにしようというのを実は申し上げておるのです。それでは一体どう

なるのか。私は大まかに申しまして、高い石炭、安い石油、両方を使えばそのコストは、適当のところコスト・ダウンはできるのだと思うのです。ところが一部に、石油を上げたらどうだというお話があります。これを上げることは、全部を高いものにそろえることではありませんから、これは必ずしも経済的にはいいことじゃないのじゃないか。それよりも、高いものはもうこの辺で、なかなか値段を下げるわけにいかぬ、しかし安いものが入れれば、安いもので埋めれば高いものが安くなるのだ、こういう方向が経済としては望ましい姿ではないか、こういうような考え方をしておりますので、石油と石炭とを価格の面で競争させぬ方が産業的には利口だろう、かように実は申し上げておるのであります。その意味において、この五千五百万トンの七割の長期引取契約が可能かどうか、それを現実にはそろばんをはいてみてみるのが現状でございます。

○井手委員 伊藤さんの大事な質問のさなかですけれども、鉄道運賃の問題が出ましたので関連してお尋ねいたします。通産大臣は、炭価千二百円の引き下げに、流通部門で二百円引き下げるといふ基本方針は、御承知であらうと思えますが、いかがですか。

○佐藤國務大臣 承知しております。

○井手委員 そうでありますれば、鉄道運賃の値上りは逆行することになるわけでありまして、そこでこの問題に對して、この臨時国会ではいろいろ議論がございましたが、その源になったこの前の国会で、次のような質疑応答なり結論が得られておるのであります。

す。運輸大臣もお見えになっておりますが、通産大臣、運輸大臣の言明というものは、たとえ人がかわつても一貫されるものでありますし、特に自民党の内閣ですから、前の大臣はどういうというわけには参らぬでしょう。申し上げておきますが、この問題は私が取り扱って質問いたしましたのに対して、前の通産大臣権名さんは「鉄道運賃の六十四円六十銭の引き上げ、これを合理化によって吸収することができません。値上りにより負担増はこれが負担増とならないように考えております」というふうな答弁なさつておるものであります。引き続いて時の木暮運輸大臣は「国鉄として分に應じて協力をいたすことはやぶさかではございません」と申し述べられております。このときに、新聞のハコモノにもなりました「親は泣き寄り」という言葉を使われた。親戚の不幸があつたときには泣き寄り、お互いに困つたときには助け合おうという言葉を使われたのであります。従つて、この運賃の値上りが對しては、政府も幾らか負担しよう、国鉄もまた分に應じて負担をいたしまし、また場合によっては、若干は業者も負担しなくてはならぬだろう、その点の協定がまだついておりませんから、暫定的にそれでは一つ延納することに話し合ひを進めましょう、こういうことに話が進んで参りました。このときの結果として、いつまで、これをきめるのですかと問ひ詰めましたところが、時の幹事役でございした企画庁長官の迫水さんから、六月八日の通常国会の会期の満了までにお答えを出すよう、誠意をもつて努力いたしますという答弁があつたのであります。

ます。従つて、それに基づいて翌々日です。閣議決定が行なわれておるとは御承知の通りであります。その閣議決定とは、私が申し上げるまでもございせんが、値上げ分の半分については三十八年度末まで延納を認める、そのために国鉄が資金不足になつたら政府で別途に措置する、その決定と同時に了解事項として、石炭業者が延納分を支払えない場合はこれも別に考える、という一項がつけ加えられたのであります。だから今ごろになつて、担保がどうのこうのというときではなはずです。大体責任大臣の通産大臣がしっかりとらぬから、そうなるのです。今も伊藤さんから問ひ詰められました。この六十四円六十銭という負担増、實際は流通機構で二百円下げなくてはならぬのに、逆に六十四円六十銭上がつておるといふこの事實を、一体どうされるのですか。さかのぼつて、どうされるのですか。さかのぼつてやつてもらいたい私は思ふのです。済んだことはもうしようがないとおっしゃるのですか。この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 先ほど来伊藤さんにお答えしておりますように、ただいまこれが措置について相談中でございます。その相談は一体どうするのか、今お話し上げになりました前内閣で決定した、これがどうしてその通りやれぬのか、それをやるのがまず第一だ、かように申し上げておる次第でございます。

○井手委員 これは暫定措置でございまして、本来なら、流通機構の整備によつて二百円下げなくてはなりません。だからこれは暫定措置で、本来は

この運賃について政府も国鉄も、あるいは場合によつては業者も、お互いに負担し合つてこの問題を解決しなければならぬと思ふのです。延納ではないはずなんです。しかもそのときと今日の石炭事情というものは、大へんな変化でございますから、この石炭危機でございますから、この延納だけで済むというわけではないと思ふのです。この点はどうですか。

○佐藤國務大臣 もちろん、このあとだけで事が済むとは思わぬです。三十八年度末になれば当然問題が起くる、こういうふうな解決方法は本来の解決じゃない、私をして言わしむればそういう気がする。だけれども、ただいま一度きめたものがございまして、きめた通り一ぺんやり、それから先の問題としての考え方をまとめ上げる、これは仕事の進め方、順序はそうしたものだというのを、先ほど来申し上げておるのでございます。

○井手委員 きまつたものを実行するのは、当然の話です。進んで流通機構の整備によつて二百円下げなくてはならぬ。それはあなたの方の約束なんです。だから、通産大臣のあなたとしては、きまつたものを約束するともに、本格的に流通機構の整備によつて二百円下げのためにいろいろ措置をお考えになつておるか、この点をお聞きしたい。

○佐藤國務大臣 ただいままで流通機構で考えられておりますのは、発地あるいは着地における荷役設備の整備をする、これが近代化されると大へん負担が軽くなる、あるいは、鉄道運賃については今のようないは、方法もありませんが、海上運賃についてはもう

少し能率のいい船を就航させたい、こ
ういうような希望を持っております。

○井手委員 私に閣連質問であります
から、ほかの問題はあとで聞きます
が、鉄道運賃についてどうなるので
すか。ただ、あと払いだけで済ませ
ようとするのですか。

○佐藤國務大臣 ただいま申し上げま
すように、流通機構といえはいろいろ
ございまして、その総体について申
しております。鉄道運賃はどうするの
だというお話は、先ほど来何度も申し
上げますように、第一段とすれば、約
束のものをやる。

○井手委員 第二段は考えています
か。

○佐藤國務大臣 第二段階は、その次
に考えます。

○井手委員 運輸大臣に、せっかくお
いでいただきましてからお聞きいたし
ます。この前の大臣が、先刻申し上げ
たような約束をなさっておるのであ
ります。親は泣き寄りという言葉で、
国鉄も苦しいけれども協力させよう
という言葉があるわけです。それなの
に、協力させようというのに、担保が
どうのこうのといつていざこざを起
すようでは、これは国会における食言
であると私は考えておる。大臣は、こ
の苦しい石炭問題を解決するのに、運
賃についてただ延納であるとかなんと
かということではなくて、業者に負担
増にならないよう、六十四円六十銭の
幾分を持たれるお考えが、前大臣同
様におありになりますかどうですか、
その点お伺いいたします。

○藤田國務大臣 前大臣がどういう気
持でお答えになったか私存じません
が、国鉄が運賃の一部を持つという

ころまで踏み切られたのか——延納も
相当な援助だと私は思います。その間
における相当な援助で、やはり泣き寄
りの一つではないかと思ひます。

○井手委員 あとでまた私の時間に申
し上げますが、大臣の熱意というのは
その程度ですか。今当面一番大きな石
炭危機打開という問題で、延納とい
うのは大きな協力の一つだと思ひま
すが、熱意はその程度ですか。

○藤田國務大臣 国鉄も政府の機関に
は相違ありませんが、しかし、御承知
のように、建前は独立採算制をとつて
おるわけでありまして、従つて、ある程
度の御協力が必要で、最終負担
において相当な、何と言いますか、運
賃を下げてしまふとか、割り引いてし
まうといふことは、国鉄経営の面から
いいますと、国民に対する責任は果
たせないのではないか、こう思ふので
あります。

○井手委員 いろいろありますけれど
も、よろしゅうございませう。閣連質問
ですからあとでまた……。

○伊藤(卯)委員 これは通産大臣並び
に労働大臣がおいでになっておられ
ば労働大臣も思ひましたが、労働大
臣お見えになっておられますので、職
安局長が見えておるようですから、あ
わせて、関係の点においては御答弁願
ひたいと思ひます。

御承知のように、石炭の消費数量と
いうものが増加しないのに、そこで企
業の合理化といふものをどんどんや
つていくといふことになりまして、また
設備の近代化もやるといふことにな
りますと、当然人員の過剰が出てくるこ
とは議論の余地のないところでありま
す。そういう点から、この三十年以来、

私どもの数字を見ますと、炭鉱から
これらのために十万人以上の人が離職
しております。これはやはり、政府の
一つの方針に協力をするという建前に
立て、そういう離職者が出ておるわ
けです。ところが政府はこれらの多く
出てくる離職者の解決に対して、これ
を具体的な計画をもつてほとんどや
つておりません。ただ何というか、お茶
を濁した程度といふか、申しわけの
程度に扱われてあるといふわけにな
りません。そういう点から炭鉱地区に
は、佐藤國務大臣も福永國務大臣も見
られたように、深刻な、あつた社会
問題の爆発する前夜のような状態があ
るわけでありまして、これらの問題とい
ふものは、ただ行政上の措置だけでは
なかなか解決できないのじゃないか。
だからこれはやはり、基本的な問題と
いう解決の方法をとらなければならぬ
のじゃないか。そういう点から、次の
通常国会に政府は、雇用基本法のよう
なものを出すというお考えがあるかど
うか。また、そういうことについて準
備をされつつあるかどうかという点を
一つ伺ひたい。

それから、もはやこの離職者の問題
については、弥縫策や小手先だけでは
解決できません。だからこの炭鉱離職
者の再就職の問題、それから労働の非
常なアンバランスがあるわけですが、
このアンバランスを解決するといふ点
からでも、これは、たとえば労働省の
職安関係などでやれるなまやさしいも
のではありません。そういう点から、
労働の根本的な問題を解決するために
やはり雇用基本法といふか、そういう
法律制度によらなければ、これは解決
できないのです。たとへば諸外国にお

いても、この労働のアンバランスをい
かに解決するかという問題は、それぞ
れやつておるのです。労働省の所管ぐ
らいのところによらしておるのは、日
本だけでですよ。これは何も労働省だけ
の問題ではなくて、特に通産省との関
係その他全体にわたつて大きな政府の
問題ですから、そういう点について佐
藤大臣あるいは労働省の所管局長、そ
ういふところでこの問題に対する根本
的な解決策を今後やろうとしておられ
るかという点について、一つお聞かせ
願ひたい。

○堀政府委員 ただいま御指摘のよう
に、最近のわが国の雇用の状況を見ま
すときに、一面において地域別に労働
力のきわめて不足しておる地域があ
る。反面におきまして、産炭地のご
とく労働者が離職いたしまして、雇用
情勢が非常に悪いという地域がありま
す。また、年令別に見ましても、若年
層に対する求人はいわゆる多い反面に
おきまして、中高年層の離職者の就
職状況はなかなかむずかしいものがあ
る。こういふいろいろなアンバ
ランスが出ておる状況でございます。

従ひまして、労働省といたしまして
は、先般の通常国会におきまして雇用
促進事業団法を成立させていただきま
して、これに基づきまして労働力の流
動性を促進するといふための裏づけ措
置を講じたところでございまして、や
はりこれと同時に、現在の職業紹介の
方法、それから全国を通じての労働力
の流動を円滑ならしめるための基本的
な考え方を策定して、それに基づいた
計画を策定するといふことの必要性は
きわめて増大しておると思ひます。従
ひまして、まず現在

におきましては、この石炭離職者問題
をいかに解決するかという観点から、
石炭関係の閣僚会議、それからその下
に次官レベルの連絡会議を設けまし
て、ただいま従来の施策にとどまらな
い、思い切つた方策を講ずるようによ
計いたしておるところでございませ
う。さらにこれと関連させまして、全
国的に労働力の問題を考え抜いて必要
があるのではないかと。従ひまして、現
行の職業安定法その他の関係法制につ
いても、ただいま労働省に設置されて
おります職安審議会等にも諮問をいた
しまして、いろいろ御審議を願つてお
るところでございますが、今後これ
らの関係者の方々の御意見を十分伺
ひまして、ただいま指摘されましたよ
うな方向に向かつて、私どもは来年度か
ら、根本的な職安の紹介方式について
も検討を加えたいと考えております。
そのために、要すれば法的措置も考え
たいと思ひまして、目下鋭意準備、検
討中でございます。

○佐藤國務大臣 離職者対策、これは
労働省の所管でございますから、労働
省でいろいろ具体化しているだろうと
思ひます。またそういう際に、私ども
関係閣僚として発言することは、これ
はもう当然のことでございますが、こ
れはもう当然のことでございますが、
通産省といたしましては、不幸にして
離職者が生じた場合には、そういう
ような方が労働者の所管に移ること
もけっこうですが、同時に、その土地
で他産業へ移動し得るよう、いわゆ
る産炭地振興と申しますか、こういう
方面に力をいたして、現地で就職の機
会を得るよう、産業の開発を積極的
にいたしたい、かように考えておりま
す。

に解決の方向が見出せるのではないかと考えております。しかし、この問題につきましても、労働省は中央最低賃金審議会に要請をいたしまして、その自由な御討議に期待するということになっておりますから、私どもが今その結論を先に申し上げることは適切でないと思ひますが、私どももいたしましては、法的な措置は、最低賃金については必要ではないのではないかと考えております。

それから、そのほかの石炭産業の基盤を強化する問題につきましても、今後通産省とも十分連絡いたしまして、要すれば、所要の措置を次の通常国会に提出するという運びになるであろうと考えております。

○伊藤(卯)委員 今答弁されておることについて相当議論の点がありますけれども、それは時間の関係で差し控えます。これは私の強い希望として申し上げておきたいが、他の基幹産業、重要産業と同等の程度に炭鉱労働者の労働条件、待遇というものを考えてやらない限りは、炭鉱には若い労働者を得ることはできない、この点だけははっきりしておきますから、労働省としてそれぞれの機関に諮られるについて、やはり労働省の意向というものが相当反映するわけですから、そういう点は一つ十分にお考えになって対処されるように強く要請しておきます。

それから、われわれが石炭産業の合理化に反対をし続けてきておるのは、また、炭鉱労働者も反対し続けてきておるのは、帰するところは、結局この合理化をやつて多くの失業者が出てくる。たとえば、戦後一番盛んなときは四十八万から炭鉱に労働者がおつたの

ですが、今は二十二万です。とすると、二十六万といふものはこの十年ちよつとうちに、炭鉱から消えていつてしまつてゐるのです。これらはやはり有形無形に合理化、あるいはつづれば、あるいは近代化といふことで炭鉱から去つていつてゐるのです。政府は炭価は下げる、あるいは能率は上げるという一つの方針を示されておるが、それからよつて起る失業者、離職者の問題について、根本的に、具体的に、政府が責任を持って再就職を解決する、それから再教育、再訓練に対してはこうしてやる、あるいはその間における生活保障、給与はこうしてやるという点等が明らかに裏づけされないもので、われわれはこれに反対してゐる。だから、これらの点を明らかにされない限りにおいては、このよつて起る炭鉱の重大な問題が解決しないのです。たとえば三池のあの激しいストにしましても、あるいはその後大きな炭鉱にそれぞれ、泥沼闘争といわれる深刻な問題が起つておられます。これはみんな合理化なんです。みんな失業の問題なんです。これから、労使の問題がああいう激しい闘いになつてしまつておるのです。これは、政府の一つの石炭政策に対する方針に、経営者としては協力しようとしておる。そうすると労働者としては、そのために犠牲になつて離職する。離職になつては再就職の生活の道もない。そういうところから、その合理化によつて犠牲になる労働者としては、これは死活の問題なんです。だから、この問題を具体的に裏づける保障をされない限りにおいては、炭鉱労働者も反対し、われわれも反対する。依然として続いておるあの深刻な

ストライキ、あるいは、よつて起るああいう激突のいろいろな事件、これはみんな政府の方針に協力しようといふところから、政府が根本的な裏づけの問題を解決しようとしなかつたところに、こういう問題がある。これはみんな政府の責任です。これらの点について、これは通産大臣と労働大臣との問題だが、佐藤通産大臣は池田内閣の実力者中の実力者といわれている。あなたが今通産大臣をしておられるが、あなたが解決しなければ合理化、近代化も解決できない。この裏づけの問題を解決しなければならぬ。あなたならききめがあるはずですから、この点をどうお考えですか。

○佐藤(通産)大臣 まことにこれは深刻な問題でございます。従ひまして、労働省とも十分緊密な連絡をとりまして、それぞれ手を打つていかなければならぬと思ひます。ただいま具体的に特に組合側から強く要望されておられますのが、住宅の問題であつたり、あるいは今後離職するであろうと予想される中高年令層の方々、これはもう家族持ちでもございますから、住宅の問題あるいは再就職の場合の賃金の保障とか、こういうような問題があるのをごさいます。そういう点については真剣に労働省もたゞいま検討しておる最中でございます。今言われまふように、今後の整理の場合一そう深刻さを増してくるだらう、かようにまで予想されますから、政府といたしましてはあらゆる場合を想定して、それに対するあたふたない処置をとる、これはもう絶対に必要だらう。だから抽象的な、一般的原則もさることですが、やはり具体的に溶け込んだお世話をするよう

にならないと、真の労働者のサービス官庁の実も上がらないじゃないか。ことに再就職の問題になりますと、その土地に対する感情、あるいは産業に対する魅力、いろいろ複雑なものがあると思ひますので、離職者の立場に立ちまして、よくお話を聞いて具体的な相談に応ずる、これが必要だらう、かように考えております。

○伊藤(卯)委員 そうすると、合理化をやつてこれだけ失業者が出る、その離職者の問題について、政府の方でこれこれ再就職の解決をするという見通しの調整ができない間は、失業者の出る合理化というものは業者に勝手にやらせない。だからその点においては通産省と労働省とが話し合ひをして、その問題が具体的に解決ができるという上立つて、初めて離職者の出る合理化をやらず、その離職者の問題の解決ができない間は合理化はちよつと待たうということぐらいまでの責任を持ちますか。

○佐藤(通産)大臣 やや私の話を誤解されておるかと思ひます。今日までも、再就職の計画なしに整理は実行されてはおらないと思ひます。それぞれ失業者が出てくる、その再就職の計画を持つておる。ただ問題は、その計画通りになかなか動かない。これはもちろん人間の個性、そういうものも尊重されなければならぬ。だからそこに、もう少しあたふたないお世話をすることが必要だらう、かように思ふわけでございます。そういう点が今までの離職者対策にやや抜けているのではないだらうか、私どもが反省を要する点じゃないだらうか、かように思ひます。

○伊藤(卯)委員 今の点について一言つけ加えておきますが、政府は国会の開会中答弁されることについては、いろいろ計画が発表されるが、さて国会が終わつたあとでは、その計画が、特に今の離職者の問題などについて、われわれに発表される計画の一例も成果を上げておりません。一潮以上上がつておるといふなら、職安局長、こで言つてもいい。私も具体的なものをを出すから。これは上がつておらぬ。それはできないようになってゐる。だから、この点は佐藤大臣も特に福永労働大臣と十分一話し合ひをされて、この合理化の成果を上げようといふなら、どうしても一人当たりの生産能力を上げていかなければならぬ。これはやらなければならぬことである。炭鉱労働組合の方でもそれに反対するものではない、しかしよつて起る失業者、離職者の問題を解決していかなければ、これは困るじゃないかという切実な訴えを、佐藤大臣も十分お聞きになつたことですから、今後合理化、近代化を進める上において、この問題をあわせて解決しなければならぬのだというのを、一つ十分肝に銘じておいてもらいたい。

最後に一つだけ伺つてしまひたい。しますが、通産省の中で石炭に理解のある、それからこれを守らなければならぬ局は、石炭局だけですね。あとは通商局その他局、外局等がありますけれども、これはみな石炭を使う方ばかりです。従つて、石炭は安いほどいい、また、石炭が高かつたら油を使つたらいいじゃないか、こういうような考え方だといつてもいいのです。だから、これだけの大きな石炭の問題、あるいは石炭ばかりじゃない、油の問題、ガスの問題、電力の問題、これらは

総合エネルギーという一つの省にもすべきほどの大きな問題なんです。それが一つの石炭局でまますばいになれておるようなことでは、この問題はなかなか解決できないのです。だから、中小企業庁がある、あるいは特許庁があるというように、むしろ通産省の中に外局としての一つの総合エネルギーというか、あるいはそういうような一つの拡大したなを作つて、総合エネルギーの対策はそこで扱わす、その中において石炭の安定地位というものを常にこの程度に守つていく、そういう総合的な上に立つての石炭の地位を守るといふことでなければ、石炭だけ特別扱いにして切り離してあるといふことでは、なかなかやれないのじゃないか。だから、そういう総合エネルギーを取り扱うところの通産省の外局的なものを作つて、そこで一つの総合エネルギーの計画を立てて、石炭の安定地位を確保していく、総合的な上に立つてこうしていくといふことでなければ、私は今後守り得ないだろうと思ふ。また、それだけの必要があるのではないか。この総合エネルギーという大きな問題を取り扱う上においては、当然そういうふうには拡大してそこで扱ふ必要があるのではないか、私はこゝろ信じておるが、大臣はこの点についてどうお考えですか。

○佐藤国務大臣 前段の御質問の失業対策、これは確かに肝に銘じましたから、肝に銘じて対策に力を入れるつもりであります。

それから、ただいまの問題でございますが、これはいろいろの見方があると思ひます。外国の例等において、動力省ができておるとかいうような例も

ございます。しかし私は、ただいまの機構で日本の場合は当分やっているとばかり思ひます。将来のことはわかりません。先ほど申し上げましたように、石炭局は石炭のことをやり、あるいは重工業局であつたり、あるいは重工業局であつたり、いろいろいたしますが、長期引取契約ができるということは、他の局の協力がなければできないことではありませぬ。今日大へんな政治問題、社会問題になりつつある石炭産業でございますから、石炭局が中心になりまして、通産省の關係局を動員してりつぱな案を作りたい、かように考えております。ただ、御指摘になりますように、石炭対策は石炭だけでは済まない。いわゆる石油、あるいは国内産の石油、あるいは水力、ガス、あらゆるものとの関連において石炭産業の地位を位置づけるということが大事なことでございますから、そういう意味の総合エネルギー対策は絶対に必要だ、かように考えますが、これは直ちに官庁機構に結びつけなくても済みはしないか、かように思ひます。ことに通産省として当面する問題には、石炭産業の問題、あるいは中小企業の問題、あるいはまた自由化に備える各種の政策、まあつづめてみますと、三つばかりの大柱があるのでございます。そういう意味で、ただいまのところは十分連絡を緊密にして対策に遺憾なきを期し得る、かように私は考えております。

○岡田(利)委員 ただいま伊藤委員から質問された燃料コストの問題について、一点だけお伺ひしたい。これは質問というよりもある程度要請という面が非常に強くなると思ひわけです。

今のわが国のエネルギー価格の問題なんです。これを国際的に比較をする場合に、石油はほぼ国際価格、もしくは下がりぎみにある。それから石炭の場合にはもちろん高いわけなんです。電力の場合には、平均して欧米に比べて大体六〇％くらいのところじゃないか。産業向けの電力の場合には大体六〇％くらいなんです。ところが小口電灯料金については、一五〇％になつておるわけなんです。平均をして欧米に比べて電力の場合には大体八〇、こういう国際比較が出ておるわけです。ですから、総体で見ると、わが国のエネルギー・コストは高いという場合に、一方的にきめつけることはどうかと思ひわけです。しかるに、一方において電力の場合を見ますと、九分断をされておる結果、実は非常に電力単価の違ひが出ておるわけです。今九州電力並びに東京電力の料金値上げが行なわれましてけれども、それ以前の場合には、小口電力単価では最高四角の七角七十六銭、これに対して東京電力は五円五十四銭であつて、二角二十二銭違ひ。大口電力単価の場合は、最高四角九銭、最低二角六十九銭で、三割五分も違ひわけです。これはもちろん電力料金の値上がりによつて若干違ひてきますけれども、九分断されておる電力会社それぞれで、これだけの単価の違ひが出てきておるわけなんです。それでは、国際的に見て電力料金が非常に安い、しかも九分断してみると非常に較差がある、これがわが国の産業構造に燃料コストとしてどういふ影響があるか。これは先般大臣が出ないときに質問しました、実は前国会でも商工委員会でお問ひしたのですが、この面について

なかなか納得できる資料が出てこないわけなんです。あるいはそういう実態は一体通産省としてつかんでおるのかどうか、この点の資料を要求しても出てこないのです。一般論で答弁しておるだけであつて、實際わが国の燃料コストといふものは一体どういふ実態にあるのか、各業種別には一体どういふ状態にあるかといふことになる、非常にお粗末ではないかといふ気がするわけです。しかも、先ほど大臣が言われまして、先づ電力会社の場合にも水力、火力、両方あるわけですから、これを電力会社自体の燃料コストとしてずつと検討して参りますと、三十五年の統計で見ても、三つの電力会社を調べたのですが、大蔵省に届け出る有価証券報告書によれば、大体二五％、安いところは一四・八％の燃料コストになるわけです。これはもちろん、水力があるわけですから、そうすると、電力は国際的に比較しても安いわけですから、こういう面でも、何か実態をばつきり把握しないで燃料コストを論議しておるような気がするわけです。あるいは鉄鋼の場合には、それも大体六・二％あるいは七・二％というように燃料コストはきわめて低いわけです。化学工業をずつと調べて参りますと、もちろん苛性ソーダとかあるいは電気亜鉛、電気銅、こういうような場合は比較的高くつくわけですが、一番高くても三〇％、しかしこれはむしろ、横ばいか下がりぎみに今日なつておるわけなんです。それ以外の化学工業の場合は五〇から一〇〇％、機械製造工業のときは、有価証券報告書を分析しても数字として出てこないといふのが実態なんです。ですから、總体的に見ると燃料価格

が二割下がつても、實際産業的に影響するところは、二割程度しか燃料コストは下がらぬ、こういうことが実はいわれておるわけなんです。これも実態としてどこまで詳しく把握しておるかといふことは、私非常に疑問があると思ひます。総合エネルギー政策を立案するといふけれども、そういうわが国の産業構造における各産業に占める燃料コストの実態といふものはつきり正確に把握されない、私は、やはり総合エネルギー政策を立てる場合に大きな支障を来したり、あるいはこの燃料コストの問題について、一般論だけで常識的に通つてしまふ、こういう気がするわけなんです。従つて、そういう点についてぜひ私も質問しておるのですが、何ら具体的な納得のできるような、実態を把握したような統計的な資料は示されておらぬわけなんです。こういう点について、特に通産省として、この重大な時期においてわが国の産業の各業種別の燃料コストといふものが、實際にどういふ影響を及ぼすか、しかも、それがそれぞれの部門における生産性で吸収される面についてどんな障害があるのか、こういう点をはつきりしなければ、何か将来われわれの恒久的な対策を立てる場合に論議がから回り、こういう気がするわけなんです。この点についての大臣の所見を聞くとともに、強くこういふ点についての配慮を要請したいと思ひます。

○佐藤国務大臣 一般的に申し上げますと、御指摘の通りだと思ひます。先ほどの、産業におけるエネルギーの占む割合というか、これもいろいろ統計がございまして、これが最も意義のあ

るものだという裏づけがなかなか出にくい。ただいま御指摘になりますように数字も出ていますし、私の方で示しましたのは、これは工業統計表によるものでございます。いろいろ統計の基礎がございまして、なかなか一様に言えない。ここに、ただいま御指摘の通り、おかしな事態になっていて。そこで、各界の専門家の知識、経験、それによって総合的な判断を下す以外に方法はないだろう、それが総合エネルギー対策の審議会を設けたゆえんでございます。ただいま、石油についての調査団が欧州に参つておられます。来月半ばには帰つてくる。そしてそれぞれが、今度は総合的な計画を樹立するというところに実はなると思っています。先ほど電力について一つ御指摘になりました。今大電力は火主水従というが、水主火従ではなくて、もう火力に重点を置き、水従でございしますが、それでも御指摘のように、各電力会社で料金も違えば、また出力もそれぞれ過不足がございします。まず、料金の点についての国内均一化がはかられておりませんから、従つて地方に産業を興すにいたしましても、立地条件としては、電力料金の高いところはなかなか進んでいかない、こういう状況にあります。また量の問題にいたしましても、これが過不足がございしますから、ようやく今広域供給でお互いに融通し合つておるようでございします。しかし、これなどにはいたしてしましても、電力が非常に豊富だと考えられる東北地方へ今後工場がどんどんできていくと、もうそういうことは将来できなくなる、こういうことにも実はなるわけ

でございます。だから、工場を誘致し、地方開発という面から見まして、今あるがままの姿ではなかなかたよれない、ここに非常に問題がある。これは御指摘の通りであります。できるだけ私も信頼するに足る数字をつかまへ、そして基本的対策を立てるべきだ、かように思っています。一部で電力の再編成を言つたり、あるいは石炭問題では、産炭地発電で超高压送電というふうないろいろのお話まで出ておりますけれども、いずれも技術的に困難であつたり、あるいは現状において各県の協力を得ないような実情にたゞいまございしますが、できるだけ相互に融通し合ひ、また電力も指導によりまして順次高低の差がないようにし、より、こういふ努力をしているのが、ただいまの現状でございます。

○有田委員長 井手以誠君。

○井手委員 だいたい時間もたつて参りまして、どうもみなさんいじょうと思ひます。これは人道上の問題でございしますが、たつての要請がございしますので、しばらくお聞き願ひたいと思ひます。

私は、通産大臣の先般の所信表明に對して、若干お伺いをいたしたいと思ひます。まず、産炭地振興法案についてお伺いをいたします。この産炭地振興について大臣もだいたい認識を得られたやうでありますし、特に事業団を設置したいという意向を表明なさつておるやうであります。この産炭地振興を行なう場合には、何と申しても事業団が中核であるとは考へておりますが、その要請が非常に強いのであります。大臣の決意を承つておきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 順次固まりつつある状況でございます。やはり産炭地振興の中心になる必要がある。これは、何にいたしましても、特別開発の資金の確保が絶対に必要でございますので、そういう点で特に力をいたしていきたい、かように考へております。

○井手委員 作る御意思のやうでございますが、通産大臣としてはいつごろお作りになるお考えですか。

○佐藤國務大臣 これはただいまの石炭関係閣僚會議に案を出し、さらに予算折衝に持ち込まなければ結論を得ない問題だ、かように考へます。

○井手委員 それでは、三十七年度には作りたいという御意思でございしますか。

○佐藤國務大臣 さうな考へでございします。

○井手委員 それでは、せつかく法律案が出て参つておりますから、内容はともかくとして、別に定める法律により産炭地振興の事業団を設けるという条文をつけても差しつかえない、その方が産炭地関係には非常に明るい期待を持たせようと思ひます。その御意思はどうでございしますか。

○佐藤國務大臣 実は現在出しております法律案は、関係各省で相談をいたしまして、関係省の了承を得た案でございします。従ひまして、ただいまのやうに挿入いたしますと、あらためて相談をしなければならぬというところになりますので、成立の時期がすぐこれというところで、私はこのままお進めをいたしたい、私どもの意気込み、また当委員会の御意向等を明らかにする方法には別にあるのではない、かように思ひます。得心を願ひたいと思ひます。

○井手委員 その点は理解できるのでございします。しかし、やろうという熱意があれば、これほど石炭対策が大きな問題になつておられますから、やれはざだと思ひます。百歩譲つて、米年度やりたい、何らかの方法を講じたというところでございしますならば、一応この法律は通してしまつて、来国会早々にでも改正案を出したい、順序としてはこういふことになるわけでありますか。

○佐藤國務大臣 法律に基づく事業団を作れば、あるいは単独立法をすることと一つの方法だし、あるいはこの法律の一部改正をすることも望ましい、その辺はこれから考究いたします。

○井手委員 大臣の意思は大体わかりました。あとは当委員会の検討に待ちたいと思ひます。

そこで、この産炭地振興ですが、私は産炭地振興というのには、先般大臣も視察をなさつて御理解なさつたやうに、たとえばあき家になつた古いアパートを管理するやうなものでございまして、さあ、人に入つてくれ、部屋に入つてくれといつても、なかなかさういう古いアパートには入つてこないのございまして、よほどの努力、工夫をしなくては、振興はできないものでございします。そういう意味から申しまさならば、この政府の産炭地振興臨時措置法案というものは、なまぬるい感じがいたすのであります。その点について二、三お伺いをいたします。

まず、条文を追つてお伺いいたしますが、きのう地方財政について大臣にお伺いをいたしましたけれども、これに対する明確な答えがでなかつたのであります。本日まで自治省の

統一された見解をいただくようになつておつたのでありますから、この機会に第六條並びに第九條についてのあなたの方の御用意を承つておきたいと思ひます。第六條については、地方税を減免した分を政府が見てやろ、措置しようといふことであります。が、それはどういふ方法でやりやろのか。交付税でやるか、補助金でやるか、どういふ費目でどういふ補てんをしてやろといふお考えであるのか、この点が第一。第二は、起債について、地方債について特別の配慮をするといふことが書いてありますが、特別な配慮とはどういふ具体的な内容を持ったものであるか。すでにこの法律案は今日明日うちに衆議院を通りますので、この機会に明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○奥野政府委員 前段の問題は、地方税の減免による減収額を地方交付税で補てんしたい、かように考へております。後段の問題につきましては、産炭地振興実施計画ができましたと、産炭地振興とあるいは生活基盤とかいう施設を整えていかなければならぬと思ひますので、工業用水道の問題でありますとか、あるいは上水道の問題でありますとか、いろいろな施設が出て参るのであります。そういう場合には、その計画に取り上げられて参ります限り、優先的に許可を与えて参りたい、かように考へておるわけでありまして。

○井手委員 第六條について、交付税でやろといふことについては私はわかに賛成はできないのであります。やはり特定のものについては、その支出使途については明確にしておいてもらいたい。交付税の算定の基礎は

ございますけれども、その減収について、もう明確に減収の分はわかっておりますから、ほかのものと一緒になって、算定の基礎はあるとしても、その金額は明確ではありませんから、やはり私は交付税ではおもしろくないと思ふ。その点について一つみんなが納得できる方法を講じてもらいたい意味で、重ねてお伺いをいたします。第二点について、優先的に考えてやろうという点では、ちよつとそれも納得しがたいのでありますが、別ワクを設けて、産炭地振興については別ワクで、特別の起債を認めるという方法はないものか。その二点をお伺いいたします。

○奥野政府委員 前段の問題につきましても、補助金を交付するといふのも一つの方法であると思ひますが、ただ、現在地方交付税を計算いたします際には、井手さんよく御承知のこととありますが、基準財政需要額から基準財政収入額を控除いたしまして算定いたして参るわけでありまして、その場合に、基準財政収入額は地方団体が課し得る税額を基礎にして算定するわけでありまして、その際に地方団体が減免をする、その減免をした残りのものが地方団体の課し得る税額だ、こう考へるのが妥当だと思ふのであります。そうしますと、やはり基準財政収入額を算定いたします場合に、減免後の税額を基礎にして算定せざるを得ない。そうしますと、基準財政収入額が減つて参りますので、自動的に交付税が増額になってくるわけでありまして、国が一方的に減免をさせる、そういう場合には国庫補助金を交付するのが妥当だと思ふのでございまして、既存

の事業もございまして、既存の事業に対する課税との均衡を考えながら、どの程度の減免が妥当か、それは地方団体に判定さした方がよろしいのではないかと、こういう見地に立っているわけではございまして、自然その結果として、基準財政収入額の算定において減免後の税額をとることが妥当だ、こういうことにならざるを得ないわけではございまして、第二点の地方債の問題は、工業用水道の地方債の総額をきめたり、あるいは上水道の地方債の総額をきめたりします場合には、個々の団体の所要額を積み上げて算定しているわけではございまして、従いまして、産炭地域において、その関係の地方債の資金運用が多くなつて参りますと、地方債計画を作りますときにその基礎に入つてくるわけではございまして、別ワクにいたしませんでも、優先的に許可を与えるといふことで、十分期待にこたへることができるといふやうな、こゝろ私たちは考へておるわけではございまして。

○井手委員 あなたのお答弁は、理屈としてはなるほどわかるんですが、しかし、交付税そのものは、それはなつていないのです。それなら交付税の税率というものを上げなければならぬ。今は税収が、国税三税がふえておるから、その分だけ地方財政は少しくなるのじゃないかという考へがあるかもしれない。しかし、たとえば同じ二・八・八の交付税率であるなら、産炭地のそのものだけは二・八・八に對して加へなくてはならぬはずで、交付税の総額そのものをふやさなくては、それは出てこないはずで、それは、理屈としては、理屈通りで

いくならそうなる。だから私はあなたに、交付税で見ようとか、特別のことはせぬで、地方債の総額がきまればそのうち優先的に認められる、こう言われても、にわかには賛成できないというの、そういう理由です。交付税の総額の二・八・八の分はこの産炭地のものはプラスしなくてはならぬでしよう。実際それが現地に行く場合には、総額がふえなくてはならぬはずで、今までも同じ金額の中で割つてやろうとするならば、極端に言うならば、片方の側には若干よいところに行けれど、産炭地でないところには減るといふ結果になるでしよう。

○奥野政府委員 地方交付税なり地方税収入の額を一定に押えましてした場合に、全く御指摘の通りだと思ひます。ただ、御承知のように、国と府県と市町村との間に財政需要をいろいろ分け合つておられますし、また税収入も分け合つておられますし、自然増収の問題もございまして、今御指摘になりましたやうなこゝろ主要財源も頭に置いて、国と府県と市町村との間に財源を適正に分け合つていかなければならないという問題は残つて参ろうかと思ふのであります。

○奥野政府委員 失業者の多いところ、生活扶助を受けている者の多いところは、産炭地でありませんが、もちろん特別交付税を増額交付して参るわけではございまして。ただ産炭地域において特にこゝろ事例が多いものでございまして、こゝろな事例を捕捉して特別交付税を配分することにしておるわけではあります。

○井手委員 それで明らかになりました。明らかにしたけれども、それでいよいよよしからぬことになつて参つたわけではあります。産炭地だから特別に財政措置いたしておられます、産炭地であるからお困りになつておられますから、自治省は考慮いたしました、こゝろいふ答弁です。産炭地であるからでございまして、失業多発地帯であるから、保護者が多いから見てやるわけであつて、産炭地であるというわけじゃございまして、なぜ私どもが強調したかと申しますと、きのうも、これは社会党も自民党も超党派で強調いたしました。就労についての支出が多いであらう、あるいは生活保護とか、あるいは

は失対事業についても地元負担がふえてくるであらうとか、一々目に見えないのがどんどん出て参ります。ですから、そういう産炭地については多くの収入減と支出増があるから特別に見てもらいたい、これが私どもの要望である、また産炭地各方面の強い要望であると思ふ。それに対して、特別交付税で見えますから大丈夫です、こゝろいふお答えですが、産炭地としては見えないじゃございませんか。この点はあるとまた別の機会に追及したいと思ひますが、この点だけはつきりしておいてもらいたい。産炭地から見ても参りましたといふことは、取り消してもらいたい。失業多発地帯だから見てやつたといふことは言へますよ。しかし、炭鉱地帯だから見てやつた、石炭関係だから見てやつたといふわけじゃございせんよ。

○奥野政府委員 どうも、うらはらになつてくる問題じゃないかと思ふのであります。産炭地だから見た、失業多発地帯だから見た、抽象的にいへば失業地帯でありますし、具体的にいへば産炭地だからといふことにならうかと思ふのであります。いずれにいたしましても、私たちとしては、産炭地におきます地方団体の財政需要、これが地方交付税、起債で措置されていらないものにつぎましては、積極的にこれを取り上げて考へていきたい。失業者数の問題にいたしましても、生活扶助者数の問題にいたしましても、いずれもそういう見地からでございまして、今後もおおしに検討いたしまして、地方団体が当然実施すべきだといふ面につきましては、地方債なり、特別交付税なりにおいて取り上げるように努

ようなことで、石炭側と国と地方団体の三者負担になっている、その地方団体の負担に属するものにつきまして、さらに特別交付税でめんどろを見えるというようなり方をしている点を御了解願いたいと思います。

○多賀谷委員 特別交付税はけっこうですが、私は地方債のことを言っているのです。現在の復旧は、原状回復までいかないのです。ですから、プラス・アルファの改良的なものがあれば、地方債という面もあるでしょうけれども、改良的な面は否定されているわけです。鉱害復旧の範疇にはそれを認めない。それをプラス・アルファしようとするならば、これは純然たる、たとえば地方公共団体の道路あるいは堤防であるならば、地方公共団体みずから鉱害復旧と別に出さなければならぬわけですから、これを今やっておると時間がかかりますけれども、とにかく地方債というのはおかしいのです。

○奥野政府委員 鉱害復旧事業の問題につきましては、先ほど来るる申し上げましたようなことで取り扱っておるわけでありますけれども、さらに産炭地の問題につきましていろいろな問題もございますので、そういう検討事項の一つとして将来とも十分検討していきたいと思えます。

○井手委員 局長殿から検討して参りたいというように幕を切った格好ですが、とにかく今までの質疑応答によりますと、正直なところ産炭地の実情にうといようです。地方財政についてはきわめて明いですが、産炭地についてはきわめてうといです。これはぜひ一つ近々のうちに大臣とあなは、福岡、佐賀、長崎、それから常

磐、北海道まで、国会に支障がない範圍で見てもいい。あなたは先刻鉱産税が入るとかおっしゃいましたけれども、産炭地の小山が多いところなんかほとんど入らないですよ。私はさういふ程度であつた方の地方財政については打ち切りたいと思ひます。

そこで、次に法案の第七条に移りますが、施設の整備等について国及び地方公共団体は努力をするというふうに書いてある。どういふ努力をなさるのか。たとえば工場用地、道路、港湾施設、工業用水道その他の産業関連施設について、あるいは職業訓練について、どの程度の補助をなさるのか、あるいはどの程度の資金のあつせんをなさるのか。法案をすでに出されておられ、日にちもたつておられますから、十分の御用意が私にあると思ひます。その点をまづお伺ひいたします。

○今井(博)政府委員 この第七条のいろいろな整備計画につきましては、たとえば、道路の問題になりますれば、建設省のいろいろな道路計画がございまして、従つて、この産炭地の振興実施計画が定まりました場合には、たとえば道路の問題につきましては建設省の道路計画、あるいは港湾の問題につきましては、運輸省における港湾の計画の中にぜひ入れていただいて、これを推進するということが一番肝要かと思ひます。この点は、実施計画をきめるときに関係各省といひろ相談してきめまします。それから地方公共団体の問題につきましては、これはたとえば土地を造成するとか、水の開発をやるとか、こういう場合に、先ほど出しました

地方債につきまして、現にたとえば田区とか、あるいは製鋼所あたりですと土地の造成を始めておりまして、それに必要ある地方債の起債について大蔵省及び自治省の方にいろいろとわれわれの方から現にあつせんをいたしておられます。これは実施計画としてはきまつておりませんが、実は先行してやつておる、こういう状況であります。

○井手委員 そうしますと、今の御答弁では、工場用地については、地方公共団体がその用地を造成する場合などには、地方債の配慮であるとか、あるいは資金のあつせんなどをやういふ道路、港湾、工業用水道などの公共施設については、これはそれぞれの公共事業の方でなるべく優先的に取り扱つてもらひ、こういう程度の努力をいたすというわけがございしますか。

○今井(博)政府委員 この法案の趣旨はさうでございしますが、ただ、今実施計画を策定中でございまして、各地方の希望をいろいろとつておられますが、それぞれ今私が申し上げましたような線に沿つて一つやつてくれという要求と、事業団を作つて、その事業団でみずからやつてくれというのと、いろいろございします。特に狭義の産炭地周辺の計画は、おおむね事業団でぜひやつてくれというふうな要望が強い例が多くて、地方債でやつてくれというのにはむしろその周辺の都市が多い、こういう状況でございします。今の井手さんの御質問の、どの程度の努力かとおっしゃいますと、この法案におきましては、先ほど私が申し上げましたような意味の努力をいたす、こういうつもりでおります。

○井手委員 どうも、かねや太鼓でふれ回つた産炭地振興法というものの一番大事な施設の整備等にそのくらの努力では、これは大したことはないわねわけです。大臣御承知のように、これは工業再配置の問題にも関連いたしますが、やはり企業家にとつては、採算ベースから、適地でなくては企業が施設を行なうことはやらないわけでありまして、産炭地に企業を誘致しようという産炭地の要請にこたへるために、この程度のもので企業が誘致できようなどとはとても思ひも寄らぬことです。

さらに、私はもう一点申し上げておきますが、第十一条には、合理化事業団が持つておる鉱業施設などを貸し付けたら、あるいは譲渡することができるとありますが、これも非常に重要なものではないかと、むしろ進んで国有の施設、国有地、そういうものもやはり貸し付けたら、譲渡することや必要が私にあると思ひます。あつせんをするとか、公共事業に組み込んでもらふように世話をしようとか、あるいは事業団の持つておる鉱業施設を貸し付けたらという程度では、産炭地関係方面の期待に沿うには非常に遠いと思ひます。大臣は事業団の構想があるようですけれども、どうですか、この法案はこれで期待が持てそうですか。

○佐藤(國務)大臣 この法律は方向を示しておるというふうに思ひますので、審議会等で具体的な問題を取り上げた際に、また掘り下げて、そこまでは書いてないといふことでございまして、あとで審議会等でそれぞれのプロジェクトをとつて参りますれば、政

府はこの法律によつて縛られる。むしろ言葉は努力でございしますが、これが実現に最善をはかる、これは当然のこととでございします。

○井手委員 実現に努力を払うとおっしゃいますけれども、第七条程度のものでは、期待が持てないと思ひます。この間ですか、審議会の九州部会の決定された数字を見ますと、三十七年度に百十億の事業をやりたいといふことをきめたやうであります。そのうち本省でどのくらいお認めになるかわかりませんが、この百一億といふ、あるいは全体で二百億になろうとするこの三十七年度の希望に対して、大体どのくらいの事業が産炭地に必要であるとお考えになっておられますか。これは遠い将来の問題ではございせんよ。焦眉の急として要請されておる産炭地振興ですから、これは五カ年間の暫定法であつても、やはり二年先とか三年先、三十七年度、三十八年度にやらなければならぬ問題です。百一億の事業をあなたの方はどういふふうにお考えになっておられますか。しかもその百一億のうち幾ら認めようとなさつていくかわかりませんが、それはだれがその資金を受け持つのですか。

○今井(博)政府委員 九州の百一億という実体については、まだ詳細に検討いたしておられません。それから各地方の部会は、現在やつておる最中でありまして、これは十一月の末くらいには大体きまつた、こう思つておられます。これは緊急のもののみをきまつておきたいといふことでございまして、今、井手さんのおっしゃいました百一億といふのは、あらゆるものを網羅した数字ではないかと思ひます。従つて、これは公

共団体がやるものもありましようし、あるいは事業団でやつてくれといふものもありましようし、その資金措置をどうするかという問題は、一つ今後の問題として検討したいと思ひます。

○佐藤(國務)大臣 緊急性から、大へん突き進んだお考え方であることはよくわかります。その感じにはこの振興法はだいい感じがずれておるといふことは、指摘できるかと思ひます。ただ私が大へん恐縮に思ひますことは、今ほとんどに緊急中の緊急事項と取り組んでおります。従ひまして、井手さんが今御指摘になりますやうな点は、いましばらく時間をかしていただきたい。皆様方が非常に突き進んでいらつしやることはよくわかりますが、当方はいましばらく時間をかしていただきたい。御了承願ひします。

○井手委員 時間がかさぬわけでもございせん。大臣は、来年には事業団を設けたいという構想も言明なさいますし、実力者のあなたに私は期待をいたしておられます。しかし、法律案を出す以上は、やはりある程度の構想がなくてはならぬと思ひます。第七条の場合には、第八条はさういふ用意がなくてはならぬはずで、当然のことです。しかも五月に一人たんことを通つた問題です、その後準備期間も相当あつたはずで、なかつたならばなかつたでよろしいのです。待つてくれといふことでございまして、私は待ちましよう。しかし、私は、この産炭地の関係方面が要望しておりますいろいろな事業をやる場合に、ただやりたいだけでは、なかなか企業の誘致とか、あるいは施設の設置といふものはできるものじゃない。やはり産炭地で

企業をやつても、事業をやつても、十分に引き合ふだけの条件を整えなくてはならぬと思ふのです。そして、その資金はどうするかということです。

ここで私は、一つ大臣に特に伺ひしておきたいのは、そういう産炭地の実情から申しますと、適当な企業を誘致する——機械工業その他いろんなものがございまして、ほんとうに企業が誘致できるというためには、私は、一番大事なこととは、電力の格安な特殊料金を設けておくことがかなめではないかと思ふのです。特に九州なんかは、あなたはあのときは内閣にいらつしやいませんか、そのときは、電力料金が一割以上引き上げになつた。日本一電力の高いこの九州の産炭地に工場を誘致しようとするならば、何としても電力料金を手をつけなくてはならぬと思ふのです。これが一番です。名古屋地方あるいは大阪地方で工場を作るよりも、産炭地で設けた方がむしろ有利だといふ、そういう条件を作らなければ、企業の誘致という本問題の実効を期することは困難であると思ふます。私どもの案には、電力の特殊料金問題を強調いたしておりますが、そこまでやらなくては、実際の効果は上がらぬと思ふます。これに対する大臣の所見を承つておきたいと思ふます。

○佐藤國務大臣 いろいろ考へ方があります。そこで立地条件を整備する、これは、第七條に一応列挙してありますもの、その立地条件の整備と通常指摘される点だと思ふます。九州において電力料金が特別だと仰せられますと、そういう点が考えられるでございまして、しかし、先ほど来議

論が出ておりますように、産業自体に電力料金が占めるコストの割合というものが、それぞれの産業でだいぶ違つておりますから、電力料金だけを取り上げてどうこう申すことも、必ずしも当たらないのではないかと。先ほど御指摘になつたことをこれは逆にお返しすることになりまして大へん恐縮であります。そういうふうに思ひます。

○井手委員 電力の要らない工場、水の要らない工場があつたらつて、水とありましても、残念ながらそういう工場はないのであります。やはり一番大事な水と電力を特別に考慮しなくては、この産炭地の振興というところは考えられないわけですから、とにかく、今まで短い時間、産炭地振興法案について質疑応答を重ねて参りましたが、これではとても日なた水にもならない、なまぬるい、関係者の期待を裏切るような法案であると思ふし、今後画期的な通産大臣の構想に期待して、この産炭地法案についてはこの程度で質問を終わりたいと思つております。

○井手委員 電力の要らない工場、水の要らない工場があつたらつて、水とありましても、残念ながらそういう工場はないのであります。やはり一番大事な水と電力を特別に考慮しなくては、この産炭地の振興というところは考えられないわけですから、とにかく、今まで短い時間、産炭地振興法案について質疑応答を重ねて参りましたが、これではとても日なた水にもならない、なまぬるい、関係者の期待を裏切るような法案であると思ふし、今後画期的な通産大臣の構想に期待して、この産炭地法案についてはこの程度で質問を終わりたいと思つております。

○井手委員 電力の要らない工場、水の要らない工場があつたらつて、水とありましても、残念ながらそういう工場はないのであります。やはり一番大事な水と電力を特別に考慮しなくては、この産炭地の振興というところは考えられないわけですから、とにかく、今まで短い時間、産炭地振興法案について質疑応答を重ねて参りましたが、これではとても日なた水にもならない、なまぬるい、関係者の期待を裏切るような法案であると思ふし、今後画期的な通産大臣の構想に期待して、この産炭地法案についてはこの程度で質問を終わりたいと思つております。

○井手委員 電力の要らない工場、水の要らない工場があつたらつて、水とありましても、残念ながらそういう工場はないのであります。やはり一番大事な水と電力を特別に考慮しなくては、この産炭地の振興というところは考えられないわけですから、とにかく、今まで短い時間、産炭地振興法案について質疑応答を重ねて参りましたが、これではとても日なた水にもならない、なまぬるい、関係者の期待を裏切るような法案であると思ふし、今後画期的な通産大臣の構想に期待して、この産炭地法案についてはこの程度で質問を終わりたいと思つております。

なお、私は本問題の合理化関係について質疑を続行したいと思ひますが、本会議の都合とかいろいろございまして、この程度で午前中は終わりたいと思ひます。

○有田委員長 本会議散会後まで休憩いたします。

午後一時三十七分休憩

午後四時三十二分開議

○有田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の質疑を続行いたします。井手以誠君。

○井手委員 運輸大臣にお伺ひいたしますが、先刻は関連質問でございまして、十分意を尽くすことができませんでしたから、御迷惑でしたけれども、重ねておいでをお願いをしたわけでありま

○井手委員 電力の要らない工場、水の要らない工場があつたらつて、水とありましても、残念ながらそういう工場はないのであります。やはり一番大事な水と電力を特別に考慮しなくては、この産炭地の振興というところは考えられないわけですから、とにかく、今まで短い時間、産炭地振興法案について質疑応答を重ねて参りましたが、これではとても日なた水にもならない、なまぬるい、関係者の期待を裏切るような法案であると思ふし、今後画期的な通産大臣の構想に期待して、この産炭地法案についてはこの程度で質問を終わりたいと思つております。

は、この石炭の問題に逆行するのであります。この点について、これはあつてもお聞きしますけれども、荷役関係その他にもいろいろ関連して参ります。そういう流通機構の整備によつて二百円引き下げるといふその大目的のために、業者あるいは経営者からの相当の要請はあつても、私はそれを押さへべきものであると考えますが、いかがでございませうか。

○齋藤國務大臣 運賃の値上げの問題は、いろいろな物価の上昇と関係を持つわけではございません。従ひまして、石炭の運賃を上げるといふことは、できるだけ慎重にいたさなければならぬと存じますけれども、しかし石炭といわず、何といわず、一般運賃といたしまして、合理的にその企業の運営をいたしますために必要限度においてはやむを得ない、かように考えております。

○井手委員 極力押さへるけれども、若干の値上げはやむを得ないという場合に、それが石炭の引き下げに逆行する場合に、私は当然関係大臣として、一般会計からでもこれを補給するといふ政策に積極的に協力すべきであると考えますが、どうお考えになりますか。そういう努力をなすつた実績がありましたら、この機会に承りたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 運賃の引き上げはやむを得ないという場合に、今おっしゃつたのは、おそらく運賃を政府から補給するといふ意味であらうと思ひますが、これは石炭部面を担当しておりますのは通産関係が主でございまして、私の方もこれに協力するのにはやぶさかではないわけでは、まだ、石炭

○井手委員 極力押さへるけれども、若干の値上げはやむを得ないという場合に、それが石炭の引き下げに逆行する場合に、私は当然関係大臣として、一般会計からでもこれを補給するといふ政策に積極的に協力すべきであると考えますが、どうお考えになりますか。そういう努力をなすつた実績がありましたら、この機会に承りたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 運賃の引き上げはやむを得ないという場合に、今おっしゃつたのは、おそらく運賃を政府から補給するといふ意味であらうと思ひますが、これは石炭部面を担当しておりますのは通産関係が主でございまして、私の方もこれに協力するのにはやぶさかではないわけでは、まだ、石炭

○井手委員 極力押さへるけれども、若干の値上げはやむを得ないという場合に、それが石炭の引き下げに逆行する場合に、私は当然関係大臣として、一般会計からでもこれを補給するといふ政策に積極的に協力すべきであると考えますが、どうお考えになりますか。そういう努力をなすつた実績がありましたら、この機会に承りたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 運賃の引き上げはやむを得ないという場合に、今おっしゃつたのは、おそらく運賃を政府から補給するといふ意味であらうと思ひますが、これは石炭部面を担当しておりますのは通産関係が主でございまして、私の方もこれに協力するのにはやぶさかではないわけでは、まだ、石炭

の運賃の問題について、いよいよどうするかという点を十分意詰めた段階の協議には入つておられないわけでは、思ひます。

○井手委員 それはおかしいです。六月の九日でしたか、閣議決定があつたわけでありまして、煮詰まつていないなどというの、国会でおつしやる言葉ではないと思ひます。前の運輸大臣の木暮さんは、こういうことをおつしやつたのです。国鉄の経営といふことも考えなくてはならぬ。従つて、こういう石炭の引き下げという重要な問題について、それを国鉄ばかりで負担するといふわけにはもちろん参りません。参らないけれども、政府も出す、業者も参らなければならぬ、そういう場合には国鉄もやはり三分の一か半分、その数字まではおつしやいませんでしたけれども、政府が一般会計から補給するような場合には、国鉄もまた負担をしないではならぬといふことを、商工委員会なり、あるいは連合審査会で木暮運輸大臣はお話しになつておる。そういう意味で、親は泣き寄りという言葉を使われたわけですから、すでにきまつたことが実行されないといふのは、どうも国鉄側の担保の問題、そういうことが動機でこんなに紛糾が起つておるのだと思ひます。私は国鉄の立場も承知しております。私は国鉄だけが負担するといふのは忍びないけれども、国が一般会計から出す場合には、自分の負担もななくてはならぬ。公共のためにそういう特別の措置をとられる場合には、その幾分かは国鉄もやむを得まいという木暮運輸大臣の言葉、私はこれは理解できると思ひます。担保の問題とか、

○井手委員 極力押さへるけれども、若干の値上げはやむを得ないという場合に、それが石炭の引き下げに逆行する場合に、私は当然関係大臣として、一般会計からでもこれを補給するといふ政策に積極的に協力すべきであると考えますが、どうお考えになりますか。そういう努力をなすつた実績がありましたら、この機会に承りたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 運賃の引き上げはやむを得ないという場合に、今おっしゃつたのは、おそらく運賃を政府から補給するといふ意味であらうと思ひますが、これは石炭部面を担当しておりますのは通産関係が主でございまして、私の方もこれに協力するのにはやぶさかではないわけでは、まだ、石炭

○井手委員 極力押さへるけれども、若干の値上げはやむを得ないという場合に、それが石炭の引き下げに逆行する場合に、私は当然関係大臣として、一般会計からでもこれを補給するといふ政策に積極的に協力すべきであると考えますが、どうお考えになりますか。そういう努力をなすつた実績がありましたら、この機会に承りたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 運賃の引き上げはやむを得ないという場合に、今おっしゃつたのは、おそらく運賃を政府から補給するといふ意味であらうと思ひますが、これは石炭部面を担当しておりますのは通産関係が主でございまして、私の方もこれに協力するのにはやぶさかではないわけでは、まだ、石炭

○井手委員 極力押さへるけれども、若干の値上げはやむを得ないという場合に、それが石炭の引き下げに逆行する場合に、私は当然関係大臣として、一般会計からでもこれを補給するといふ政策に積極的に協力すべきであると考えますが、どうお考えになりますか。そういう努力をなすつた実績がありましたら、この機会に承りたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 運賃の引き上げはやむを得ないという場合に、今おっしゃつたのは、おそらく運賃を政府から補給するといふ意味であらうと思ひますが、これは石炭部面を担当しておりますのは通産関係が主でございまして、私の方もこれに協力するのにはやぶさかではないわけでは、まだ、石炭

利子の問題とかで、あまりみみっちいことをおっしゃるから、私はこういうことに発展をしたのだと思うし、また、そこが国鉄がこの石炭の運賃問題に誠意を見せられなかった証拠であると私は考えるのであります。そこで、齋藤運輸大臣は、今後またその点当委員会でもあるいは意思表示を行なうかもしれないが、この運賃を半額延納するということだけにとどまるわけには参りません。そこで、非常に関係の深い国鉄として、この石炭の単価引き下げに協力する意味において、積極的に各方面で運賃値上げの分を負担する、国鉄もその一部を負担するということに御努力が願えますか、その点の熱意を承っておきたいと思ひます。

○齋藤運輸大臣 前運輸大臣のときに、いわゆる運賃の一部を延納するという基本問題で、私は一応運賃問題は片づいておる、こう考へておつたのでございませう。ところが、どうも最近の様子を考へてみますと、担保問題その他の諸情勢から、あの閣議の決定がなかなか履行しがたいような状況にきておるのを見えます。あれがあの通り実行されれば、私はそれで問題は一応済んでゐる、こう思ふのでございませう。ただ、非常にむずかしい状態になつてゐる。どういふやうにあの閣議の決定を実行していくか。おつしやいますように、担保問題について、十分担保も提供できないというやうな問題もありましたので、通産大臣ともお話をしなければならぬと思つておるのですが、通産省の方から、しからばこういうやうにしてはどうだというお考えもまだ御提示になつておりません。何とかしてこの問題は解決を見たい。た

だ、私は、国鉄においてこれ以上さらに一層負担をしなければならぬという事になりましますと、国鉄の全体の計画にも影響が参りますから、政府の一般資金という問題とあわせて考えなければならぬ、こう考へております。

○井手委員 どうも運輸大臣の答弁は、熱意を認めたのであります。国務大臣である運輸大臣齋藤さんが、今これほど緊迫した石炭の問題に關する鐵道の運賃問題で、あまりにも國鉄の經營にこだわつておられるやうな氣がいたすのであります。この前の六月の閣議決定を履行すれば、それで済むというものではないのであります。私の隣にちゃんと當時の農林大臣、生き証人もいらつしやるわけでありませう。閣議でできたのですから、了解事項もつてあるわけですから、しかし、將來の問題は別にいたしまして、やはり進んでこの苦しい石炭産業の危機を打開しようというのには、どうもお言葉が私は熱意が足りないと思ふ。予算委員会その他ではございませうから声を大にしては申し上げませうけれども、これはあなたの方が首領をとるべきではないでしやうか。この前は幹事役として企画庁長官が中心になつておられました。だれがなされるか、それは政府でおきめになることでしやうけれども、そういう機会をおそらく今後持たれるでしやうが、非常に困つておる石炭産業を救う意味において、何も國鉄の方だけに負担させようというのではありますせん。私も國鉄の經營の狀態を知つておりますが、ただあなたに申し上げておきたいことは、國鉄は赤字赤字と言つておつたのに、三十五年

度の決算において、年度末に、百數十億円の支出をしておきながらなお五十億の黒字になつておつたということが、私はかなり各方面に好ましからぬ印象を与えたと思ふのです。どうぞ、今後齋藤運輸大臣は石炭もろんと勉強されて御協力を願ひたい、これを特に要望いたしておきます。

そこで、事務局でもけつこうですけれども、こういう石炭に關する流通機構の整備について、鐵道の運賃ばかりではなくして、荷役關係その他にもかなりの値上げがあるだらうと思ふ。二、三日前に若松で船賃の問題で十円引き上げが行なわれたことを私は新聞で承知いたしましたのであります。最近あなたの方の運輸省の關係のもので石炭の運賃が引き上げになつておりますか。鐵道運賃、荷役關係その他。

○岡本政府委員 先生がおつしやいますように、鐵道運賃はトン当たり大體六十二円あるいは六十三円くらいになつたと存じます。

○辻政府委員 海上運賃について申し上げます。今御指摘がございましたように、去る二十日に石炭關係者を機帆船の石炭運賃といつたしましてトン当たり十五円、ただし、積み荷役及び揚げ荷役の能率のよいところは、早出料といたしまして五円値引きする、大多數が値引きの恩恵に浴するのではないかと思ふのであります。そういうふうな話し合いがついております。

○井手委員 今のお話は海上運賃だけです。荷役を含んだものでは御座いますか。

○辻政府委員 海上運賃だけでございませう。

○井手委員 荷役は。

○今井(博)政府委員 私の方で調べました推計の資料によりますと、港務荷役作業料金の値上げによるものがトン当たり三十九円でありましたが、出炭全体でこれを割りますとトン当たり一円、こういう数字になります。もう一つは、國鉄の荷役料金の値上げによるものがございまして、直接の値上がりは四円でございしますが、出炭全体で割りますと、トン当たり同じく一円、こういう値上げになつております。

○井手委員 そうすると、全体を合計しますと、引き上げによつて総額は幾らになりますか。

○今井(博)政府委員 三十六年度になりました数字を合計いたしますと、出炭トン当たり全体で六十八円という数字が出ております。

○井手委員 そうしますと、流通關係で全國平均二百円引き下げという、この千二百円引き下げの問題について、それでは六十八円ふえただけになりますね。何かほかに合理化して減つたものがございませうか。

○今井(博)政府委員 ただいまの数字は値上りになったものでございまして、そのほかに流通關係で一体どういう数字が出ておるかということを示し上げますと、われわれは三十三年を基準にいたしまして、北海道二百円、それから全國平均しますと百五十円、こういう流通過程の合理化を考へておつたわけではございしますが、三十三年から海上運賃が非常に下がりました。海上運賃だけで百四十五円の値下がりを見ております。これが最近少し上がつてきておるといふ状況であります。その他販賣關係の合理化で二十五円程度の値下げをやつておりました。

三十三年に比較しますと、現在の流通關係では約七十円程度の合理化といひます。値下がりを見ておる。これが現状でございしますが、その大半は三十三年から四年、五年にかけての海上運賃の値下がり、一番大きな原因になつております。

○井手委員 それから通産省でお考えになつております石炭専用船、これはどちらの所管になりますか。運輸省ですか、通産省ですか。

○今井(博)政府委員 所管の点になると、やはりこれは船舶の建造の許可が要するといふ關係になります。運輸省の所管になりますけれども、予算を要求して、いろいろ具体的にそれをどういふやうに動かすかという實際の問題になります。通産省が今計画しておる、こういうことでございまして、ただ専用船はございせんので、専用船そのものについての所管は従来は運輸省であつた、こういうふうになつては考へております。

○井手委員 あなたの方の計画では、五千トン内外の石炭専用船を七艘建造なさりたいといふやうに承つております。大體計画としてはどうですか。

○今井(博)政府委員 われわれの方は全体で三十三隻という計画を持つておるわけでございませう。これは相当時間がかかりましたので、とりあえず年度としましては、最初は七隻の計画をいたしておりましたが、現在はこれを四隻といふやうに数字を減らしております。

○井手委員 これは主管省が運輸省でございませう。お伺いしますが、石炭専用船については大臣は御承知になつておると思ひますが、いかがでございませう。

すか。またもちろんそれについては協力なさっておると思いますが、いかがでございますか。

○廣藤国務大臣 通産省にそういうお考えもあるというのを聞いておりますが、まだ十分私は通産省からは話は聞いておりません。

○井手委員 海運局長いかがですか。

○辻政府委員 石炭専用船の問題につきましては、石炭局から事務的な連絡を受けております。御承知のように、内航の海運におきまして石炭が占める比重は非常に大きなものでございまして、通産省のお考えのような石炭専用船が出て参りますと、内航海運一般につきましてもいろいろ問題が起こるおそれもございますので、やり方につきまして石炭局の方といろいろ折衝しておるような段階でございます。

○井手委員 ちょっと伺いますが、石炭関係閣僚会議には運輸大臣はどうなっておりますか。

○齋藤国務大臣 閣僚会議には出ておりますが、この点はまだ閣僚会議で問題に取り上げておりません。

○井手委員 それでは局長にお伺いしますが、ただいま一応の御答弁をいただきますが、どうですか、結論として、この大事な国策ともいふべき石炭運賃を引き下げるための石炭専用船に對して、大体運輸省では御協力願える態勢でございましょうか。

○齋藤国務大臣 基方方針といたしましては、今海運局長が申しましたように、石炭を運ぶ機帆船の人たちが困らないようにしていくのはどうしたらいいかという問題がある。この調整がどうできるであらうか。私は、物を運ぶについてできるだけ公理化されて

安い運賃でいけるということが望ましい、こう思っております。しかしながら、御承知のように、一面、たくさん機帆船業者の方がおられます。これらの人たちは、ほとんど労働をもつて立つておるような人たちでございまして、従って、これらの人たちの生きる道と運送を合理化するということが、どうにらみ合わせていくか、その調節がうまくはかれればいふかと思っております。そういう見地から検討をいたしていきたい、また協力もいたすべき点はいたしたい、こう考えております。

○井手委員 それでは、運輸省関係はこれで終わりました。一つ鉄道運賃の問題に對しては、格別の熱意を示していただきますように要望をいたしておきます。

続いて、石炭局長にお伺いをいたします。

合理化の問題に入りますが、千二百円の引き下げは、生産において大体千円、流通過程で大体二百円、そして昨年の春審議しましたときには、一人当たり二十四トンに引き上げるといふことになっておりましたが、大体その通りですか。

○今井(博)政府委員 千二百円の合理化計画のときにはじきました数字は、先生のおっしゃいます数字とちよつと違ひまして、山元で千三百円、それから流通過程で平均して百五十円、合計いたしまして千四百五十円という数字に相なるわけでありまして、それを千二百円といたしましたのは、これは利潤を全然見込んでございせんので、やはり増資、社債その他を考へる場合に当然利潤を見込まなければいかぬ。も

う一つは、過去において相当の赤字がありましたので、そういうものを考へまして、揚げ地においては、主として京浜でございまして、千二百円炭価を引き下げる、こういうふうに実は計算をしたわけでございまして。

○井手委員 少し違いますね。一昨年の秋の臨時国会で、私ここにおります同僚議員とこの問題を予算委員会並びに商工委員会で論議し、また昨年四月の商工委員会でこの点はいろいろと論議したわけですが、その際の池田通産大臣の答弁あるいは樋詰石炭局長の答弁によりまして、山元で千円、流通過程で二百円、これで大丈夫かと念を押しましたところ、大丈夫ですという返事でございました。そこでそのときは一人当たり二十四トンに引き上げるという目標でございました。その後、

石炭産業審議会の答申があつて、今お話しのように利潤のことも考へなくちゃならぬであらうから、山元で千円ふやす、その結果、一人当たり二十六・一トンになる、こういうふうになりまして記憶しておりますが、違ひますか。

○今井(博)政府委員 それは速記録で見ないとわかりませんが、その後、私石炭局長になりましてから、合理化審議会のそういう答申に基づいて、各社からとりまいた計画に基づいて、生産性部会でも数字を詰めて、はたしてそういうことができるのかどうかというところを、実は詳細に検討いたしました。その生産性部会を開きまして、昨年の六月だったと思ひますが、そのときにコンクリートな数字が出ましたので、私はその生産性部会の数字を現に申し上げたわけでありまして、その数字をさらに審議会にかけて決定いたしましたので、私の申し上げる数字の方が最終的に正しい数字だと思ひます。

○井手委員 それはどうもおかしいですね。そうしますと、結論はどうですか。あなたの方の方針によりまして、千四百五十円の引き下げということになるわけですか。

○今井(博)政府委員 これは山元の生産原価で千三百円、それから流通経費で百五十円でございますから、流通経費の百五十円が達成された場合は、千四百五十円ネットまで下げ得る力が出てくる、こういうことになるわけでありまして。しかし、先ほども申しました利潤と従来の赤字補てんということを考へまして、これを千二百円、こういうふうに査定しました。

○井手委員 そうすると、一人当たりトンは幾らに引き上げるのですか。

○今井(博)政府委員 これは二十六・二トンに三十八年度において引き上げると、こういう計画でございまして。

○井手委員 過ぎたことの勝ち負けはどういふまでもいいわけですが、どうもその辺が少しややくしくなつておるようでして、私どもがこの国会で聞いたのは、今言つたように千円と二百円、二十四トンに引き上げる、こういうこととございました。それは大臣からの言明もあります。ことしの予算委員会でも松井さんが聞いたときも、その通りの答弁なんです。

それでは私は、目標が違ひますから、次に山元の生産費の引き下げのこととお伺いしますが、その生産費引き下げに要する資金は幾ら計画されておりましたか。大手と中小に分けて、総

資金とその中に含まれる政府資金を別々に示し願ひたい。

○今井(博)政府委員 三十三年度から三十八年度まで、詳細な数字はあとから申し上げますが、ラウンド・ナンバーにいたしまして約千二百億ちよつと欠ける、千五百五十億の資金でもつてこの合理化計画を進めております。この場合、大手と中小との関係は、はつきりした数字が出ておりませんので、あとで少し資料を整理してから正確に申し上げたいと思ひます。

○井手委員 当時樋詰さんが私に答えたのは、こう出ております。大手十八社で三十八年度まで五カ年間に約千四百億、それから、そのうちに近代化資金として七十五億、それから開拓銀行で二百三十億程度、これは大手の分です。それから中小の分については近代化資金などで三十億程度、それから全体の資金で三百億程度、中小と大手合算しますと千七百億程度、こういうふうになつております。これはここに書いてあるのです。

○今井(博)政府委員 それはいつからいつまでの数字でありますか。

○井手委員 これは昨年の四月五日の委員会でも答弁なさつた数字でございまして、これは千二百円の目標が達成される三十八年度までのそれに要する資金です。

○今井(博)政府委員 三十四年度からですか。

○井手委員 三十四年度からの五カ年間で。

○今井(博)政府委員 私、先ほど三十三年度から申し上げましたが、私が千五百五十億と申し上げましたのは、三十五年から三十八年までの四カ年間の

数字でございまして、今の、種詰局長時代申し上げました数字は、三十四年以降の数字が入っているんじゃないかと思ひまして、その間に若干数字の食い違いがありますが、石炭鑑査審議会が具体的にきめました三十五年から三十八年までの設備投資額は千五百四十四億という数字になっておりまして、これが従来から千二百円とかいわれておる数字でございまして、

○井手委員 これは政府資金も含んだものですか。その内訳を一つ示してもいいですか。
○今井(博)政府委員 全部含んだものでございまして、

○井手委員 それじゃ大手、中小別に内訳をおし下して下さい。
○今井(博)政府委員 近代化資金と開銀の資金は、このときには配分しておりません。おそろく種詰局長は一応の予想を言われたものだろうと思ひますが、われわれのこの千五百四十四億の場合に、どのくらいを近代化資金、どのくらいを開銀資金というふうによつておりませんので、これはできるだけ近代化資金なり開銀のその分をふやしていききたい、こう思ひます。それから中小炭鑑の場合、設備資金はどのくらいか、これは非常に捕捉しにくいのであります。従来の実績から見ますと、大体六十億程度が毎年の中小炭鑑の設備投資額になっておりますので、この場合もこの中で近代化資金と開銀資金が幾らということ、三十五年、三十六年度については、もちろん計画はちゃんと立っておりますし、過去の実績も出ておりますが、三十八年度まで幾らを予定するかという配分はいたしておりません。従つて、前の局長の申

上げましたのは、おそろく予想を申し上げたのじゃないかと私は考えます。

○井手委員 それが千二百円をどうして引き下げるかという根拠の数字でございまして、私はそれを確かめてから、今後の問題を発展させていきたいと思つております。そうしますと、三十五年から中小、大手合わせて大体千四、五百億円の資金が必要になってくる。そのうち政府は幾ら出すべきかというところについては、あなたの方では三十五、三十六年はどうなつていますか。

○今井(博)政府委員 三十五年度の実績を申し上げますと、総体で三百三十三億という実績になっておりまして、この中で政府関係の資金は約八十四億という数字になっております。その八十四億の内訳は、開銀が六十二億、近代化が十九億、中小公庫が三億という数字になっておるわけでございまして、

○井手委員 そうしますと、物価のことは別にいたしまして、政府の施策と業者の努力によつて、三十六年度までに単価は幾ら引き下げになりましたか。

○今井(博)政府委員 三十六年度の生産原価の目標を三千九百四十円というところに置いて、今実施をいたしておりますが、三十三年度が四千七百二十五円でございますので、それから三千九百四十円を引きまして八百十五円が、コストとしてダウンした数字になっております。

○井手委員 そうすると、予定の通りいっておるわけですか。
○今井(博)政府委員 三十六年度の三千九百四十円という数字は、これは一応

本年度の初めにきめました目標数字でございまして、これから三十七年度の三月の年度末までにこの数字を達するといふことになっておりますので、この三十六年度については、まだ実績は出ておりません。相当むずかしい問題があるように思ひます。

○井手委員 そのむずかしい問題の内容を承りたいのと、今日まで物価上昇その他で、これからマイナスは幾らになりますか。

○今井(博)政府委員 これは少し詳しく申し上げたいと思ひますが、むずかしい問題と申しますのは、結局三十五年度は非常に合理化の実績が上がつた年度でございまして、年間で約四百円程度のコスト・ダウンができておるわけでございまして、従つて、三十五年度は決算の内容も相当よくなりまして、若干の利潤が出てきた、こういう年でございまして、三十六年度に入りまして、御指摘のような物価の値上がりで、相当ございまして、三十六年度の目標を達するためには相当もうけをはき出さなければいけません。従つて、おそろく三十六年度の年間を平均いたしますと、相当赤字の山も出てくるのじゃないか。全部平均して収支とんとんくらいじゃないかという予想のもとに、三千九百四十円という生産原価の目標をきめた次第でございまして、

○井手委員 そうしますと、本年一ぱいをご予想した物価あるいは三・八%を見込んだ賃金を上回るペース・アップの分等々、それは幾らになりますか。

○今井(博)政府委員 これは、年度のとり方によつて違ひのありますので、最近の収支の値上がりとしましては、今申し上げましたペース・アップとか

その他を全部含めまして、トン当たり二百円というふうになつておるわけは抑えておきます。

○井手委員 運賃もですか。
○今井(博)政府委員 運賃は別でございまして、一応生産原価を今論じておりますので、山元の原価に影響する、たとえば電気料金の値上げとか、そういうものをいれて、トン当たり二百円の値上がり、運賃はそれにさらに加算される、こういうことになります。

○井手委員 あなたのお話の通り千三百円を基準にいたしまして、そうしますと、千三百円山元で引き下げておる見込みの八百五十円から物価その他の引き上げによるもの二百円を差し引きまして六百五十円になるわけですね。それが引き下げになつた。そうなりますと、貿易の自由化によつて三十八年度、すなわち昭和三十九年三月までに予定された千三百円の引き下げというものを来年の九月まで、今後八月ばかりの間に、あと七、八百円ばかり引き下げてはあなただけの方の目標に達しないということになりますか。

○今井(博)政府委員 千二百円引き下げの計画は、三十八年度の計画でございまして、来年の九月にそれを全部やる、そういう計画は現在考えておりません。

○井手委員 それでは、貿易の自由化ということとは全然考えないでいいわけですね。貿易の自由化というものは、炭鑑の引き下げについては考えないでいいということですか。

○今井(博)政府委員 石油の自由化は来年の十月から実施いたしますが、石炭の合理化計画といたしましては、現

在の計画の目標を変える意思は持つておりません。

○井手委員 当時の種詰石炭局長の答弁の中にはつきりしてありますが、石炭業界の方で八百円の価格を引き下げ、これに對して三十九年か四十年に完成を予定されていたいろいろな合理化工事を、繰り上げて三十八年度中に完成させれば、この目的が達成される、こゝろ言われております。今後七、八カ年でやろうとするものを五カ年間でやつてしまえば、千二百円の炭鑑引き下げは実現できまうというのを約束されておる。それとあらはらになります。が、石炭鑑査審議会の答申などによりまして、業者の方で八百円、それに、政府の強力な施策によつて、この千二百円の引き下げができるということになつておるわけですか。そうしますと、差額の四百円は政府の強力な施策ということになるわけですが、それは間違ひないでしよう。

○今井(博)政府委員 そういうことになりません。

○井手委員 その政府の施策の四百円は、どのくらい実行なさつておりますか。

○今井(博)政府委員 これは、石炭鑑査審議会での議論が出ておるわけでございますが、私の当時の模様をいろいろといういろいろな委員から聞きまして、業界の方は八百円しかできないという話でございまして、この四百円につきましては、文書には出ておりませんが、議論の内容としては、政府が財政資金でもつてこの合理化資金の援助を十分に行なうこと、それか

ら、離職者対策について十分なる措置を講ずること、この二つが大きな内容になっておりました。それから流通関係の対策、流通関係についても合理化をやることによって千二百円が達成できる、こういう議論がなされて、ああいう結論になったものと聞いております。

○井手委員 局長にお伺いしておりますのは、当時、石炭局長なり池田通産大臣の約束によりますと、政府資金は大手に対して近代化資金が七十五億、開銀資金が二百三十億、それから中小に対して三十億程度、そういう強力な政府の施策があればこそ、トン当たり四百円の引き下げが可能になってくるわけですね。政府の二十一億とか十九億とかいう金くらいで四百円も下がるものじゃございません。離職者対策は別個の問題です。この政府の強力な施策のうちどのくらい実行なさったか、また、三十八年度までに実行なさる確信があるのか、そして今日まではどのくらい下がったか、この数字が私はほしいのです。

○今井(博)政府委員 三十四年度の企業費は全体で二百七十四億でございますが、その後三十五年度には、三百三十億の企業費の計画をもちましてスタートをいたしました。ところが実績は三十五年度は三百三億という数字に実はなっております。これは主として三井のストライキの関係で、出るべき開銀資金がずれたというところに一番大きな原因があるのでございますが、三十六年度は三百五十四億に企業費の計画を上げたということで、現在資金計画を組んでございます。この三百五十四億の内訳は、開銀資金が八十

億、近代化資金が二十五億、中小公庫が十五億で、合計しまして百二十億の財政資金をこの中で調達したい、実はこういう計画で三十六年度やっておりますわけでございます。しかし三十七年度は、さらにそれではまだ不十分であろうと思ひまして、企業費の計画を三百七十億に今上げたいと思つて予算の要求をいたしておるわけでありまして、開銀資金、近代化資金ともに、それぞれ相当な数字をふやしたい、こういう計画を持っております。しかし、今先生御指摘になりましたように、財政資金の状況は、必ずしも通産局長が当初言われましたごとくスムーズには多額に出ておりませんので、三十六年、三十七年、三十八年については一つ十分なる措置を講じたい、こういう計画を今立てておるわけでありまして。

○井手委員 物価の問題その他は、通産省の関係ではございせんから申し上げませんが、政府の強力な施策によつて四百円、炭価の引き下げに協力をするという場合に、それでは政府資金が、近代化資金も開銀資金も財政資金も一掃に含めまして、幾らあったら四百円の引き下げが可能になつて参りますか。そして今日までそれが幾ら達成されて、トン当たり幾らの引き下げになったのか、従つて今後、昭和三十

八年度までには幾らの資金が必要であるか、この点をはつきり、数字だけでけつこうですから一つ示していただきたい。

○今井(博)政府委員 ただいま申されましたように、この四百円についてどのくらい投資したらどうなるかということについては、残念ながら今先生が要求されるような明確な数字は出ま

ないので、近代化資金を幾ら投じたら幾ら下がる、これは、近代化資金を投じて下がるのが相当先になつて下がるという山もありますので、三十五年から三十八年までに幾らの財政資金を調達したら幾ら下がるか、この数字はちよつと出にくいのでございます。御了承をお願いいたします。

○井手委員 それはそろばんをはじくように、一プラス二のようには参りませんけれども、大体見当はつくはずで

す。つかなくては千二百円の引き下げなんということは、国会では答弁できないはずで

○今井(博)政府委員 現在の時点に立ちまして、今後どのくらいの財政資金を投じたら所期の計画が達成できるかという数字は、現在持つております。これは三十六年度が百二十億、それから三十七年度は百八十九億、三十八年度はまだ計画が立つておりません。

○井手委員 今までの集計は三十四、三十五年度で、幾らになつておりますか。

○今井(博)政府委員 三十四、三十五で百四十億。

○井手委員 ちょっと関連して。石炭鉱業審議会の生産性部会で、所要資金の調達の円滑化をはかることが必要だ、計画期間における設備投資総額は約千三百億と想定されるが、このほかに企業整備資金等を含めると、必要資金額は相当に上る、こういうことになつておりますが、この計画期間といふのは四十五年までですか。

○今井(博)政府委員 三十八年度までの計画です。

○井手委員 そうしますと、この内訳は一体どういふことで累計千三百億に

なるのですか。そして、千三百億にプラスして企業整備資金が入つてくるわけですね。この企業整備資金というのは、一体どの程度必要になつてくるのか。

○今井(博)政府委員 その数字は、どの数字ですか。

○井手委員 これは、石炭鉱業審議会生産性部会の数字です。

○今井(博)政府委員 ただいま井手先生のお尋ねの千三百億というのは生産性部会の答の中に入つておりますが、これは私が先ほど申しました千五百四十億という設備投資の額に中小関係の投資を加えて千三百億、こういうふうには押えた数字であります。

○井手委員 そうしますと、千五百四十億に中小関係の約六十億程度を加えたもの、六十億というのは一年の数字でありますから、三年で百八十億を加えたものである。そうしますと、そのほかに今度は、企業整備資金等を含めて必要資金は相当額に上る、こうなつておるわけですね。そういうものは一体幾らになるか、こういうことにな

るわけですね。そうしますと、それだけの金が出れば大体生産部会としては山元で千三百億のコストになる、こういう結論に一応紙の上ではなつてくると思ふのです。

○今井(博)政府委員 確かに御指摘のように、企業整備資金といふのは山を閉める場合の金でございますから、これはいわゆる設備資金の中に入つておりません。それは市中銀行から調達してやつておる。ことしの計画が約百億程度、石炭鉱業の整備資金は今後三年間に約四百三十億程度の資金が必要だ、こういう見通しを現在持つており

まして、大体一年間に約百四十億程度の整備資金が要る、こういう計算になります。

○井手委員 その百四十億の整備資金といふのは、整備事業団が買い上げるお金ですね。これは、六百三十万トンか何かを買い上げますね。そしてさらに六百二十万トン、来年かなんか追加するでしょう、その買い上げるお金は入つておりませんか。

○今井(博)政府委員 その金は入つておりません。これは炭価整備資金というもので、主として退職金と鉱害処理の金、こういうものでございまして。

○井手委員 その金が一体幾らくらい要ることになりますか。大体設備資金と純粋の企業整備のための資金、それから今度は買い上げていくお金、これだけのものがあれば大体山のビルドの部分とスクラップの部分との全部が出来るのじゃないかと思ふのです。

○今井(博)政府委員 それが、先ほど申しましたように、今後三年間に四百三十億必要だ、こういう見通しを持つておるわけでありまして。だから年間にいたしますと約百四十億程度。それから山の買い上げの資金は大体年間百万トンを買い上げることで進んでおりまして、年間約十五億の金が必要になつてきます。従つて毎年大体十五億の金が必要になります。

○井手委員 そうしますと、千三百億と四百三十億と、それから四十五億、こういう三つを足したものが大体ビルド・アンド・スクラップのための総経費だ、こういう形になりますね。

○今井(博)政府委員 この十五億と申しましたのは、たとえばことしの所要

○佐藤国務大臣 第一段のものは、もちろんいろいろ工夫して参りますが、いわゆる理屈でなしに、解決することばもちろん可能だと思ひます。千二百円をびた一文も動かすとか動かさないとか、こういうことを言わないことはもちろんでございます。だけれども、今の目標が千二百円下げということでございますから、そういう意味で御協力を願っているわけでございます。それじゃ、今こういうものがあるから、百円引けとか、二百円引けとか言われましても、直ちにそれに応ずるわけには参りません。実情等を十分把握して、そしてお互いに理解のできるところへとめていく。ただいまは千二百円下げの目標だ、かように了承いただきたいと思ひます。

運賃の問題は、閣議決定はあと払いの契約でございます。三十八年までのあと払いということは、一体どういふことを意味するのか、三十八年になれば、今度はためて支払わなければならぬのか、ただ問題の解決を先に譲っているのではないかと感じが深くいたしますので、そういう意味で、私は最終的な解決でないのだから、これを実は申し上げておるわけでございます。これは、当時の模様など私想像いたしますと、おそらく当時運賃の値上げの問題があった、国鉄自身が運賃の値上げの必要に迫られている、そういう際に運賃の割引はできない、一応の理屈はそうであつたろうと思ひます。もう一つは、しからば国が負担することが可能かと申しますと、この種の補給は財政でしたことがないというのできめかねたというのが、おそらく実情だろろうと思ひます。しかし事態は、そ

ういふような事柄を言っているべきではないのでございまして、解決の道をとにかく見出さなければならぬ、かように私は思つております。

○井手委員 通産大臣の誠意の一端はお伺いすることができました。私も、主管の通産大臣としては、三十九年以降にこれを解決することではない、この際、非常に石炭産業の問題が論議されているので、この機会に根本的にその問題は解決をしたい、かような意味に理解してよろしうございします。

○佐藤国務大臣 さうでございます。いづれ恒久対策の一部として解決したいといふことでございます。

○井手委員 それから千二百円の引き下げは、これは目標として動かすわけにはいかぬ。しかし、政府の施策その他によつて物価が上がつた、そういうものが二百円になりますか、今後の物価の趨勢によつてどうなるかわかりませんけれども、その分については絶対的に千二百円というものではない、その分は幾らか幅のあるものであるといふふうに理解してよろしうございします。

○佐藤国務大臣 非常な物価の変動等があります場合に、そういう事態を無視して、千二百円下げなど、そんな冷酷な主張はいたさないといふことを申し上げておきます。

○井手委員 大体わかつて参りました。そこで来年十月から石油が自由化になります、石炭界に及ぼす影響がきわめて重大であります、この三十八年度までに千二百円引き下げという石炭鉱業の合理化、これは三十八年度までという目標は動かしませんね。

○佐藤国務大臣 ただいまのところ、動かすつもりはございません。

○岡田(利)委員 関連しまして。現在すでに大手炭鉱と中小炭鉱の場合、同じカロリで、大体銘柄が同じであつても、電力、鉄鋼等大きな企業に売られてはる売炭価格が、大体千二百円程度の差があるわけなんです、千二百円のダウンというものは、出発当時から差があつて、中小と大手の場合には同じスタートから出発してないわけなんです。ここに今日、中小炭鉱の大きな問題があるという工合に私は考えるわけなんです。従つて、たとへば同じ電力会社には石炭を売つても、中小炭鉱の場合には、初めから千二百円の値引きだ。その上にさらに千二百円のコスト・ダウンである、こういう状態に中小炭鉱があるわけなんです。これは私は、やはりある時期に同じスタート・ラインに並べる必要があるのではないかと、そうでなければ、中小炭鉱といふものは今日も成り立っていかぬ、千二百円のコスト・ダウンも非常に苦しくなつてくるのではないかと、こういう考え方を持つわけなんです。大体同じ銘柄であり、カロリも同じなんですから、その点の指導なり、あるいは業界に対して、その面の格差を是正するといふことが、緊急の問題として私は必要だと思ふのですけれども、この点、所見はいかがでしよう。

○佐藤国務大臣 ただいまの岡田さんの御指摘の点、これは私も今後指導の問題として取り上げなければならぬといふことではないか、かように考えております。すでに御承知のように、国鉄などは納炭が大と中小との間に差がな、非常に近づいて参つておる、か

うに聞いております。電力に関する限り、過去の経過といふますか、特殊なきめ方があり、それがそのまま踏襲されておると思ひます。ここに中小の特殊性もあるわけでございます、値段だけから申しますと、非常に小さいという感じもすると思ひますが、また中小自身が、過去において、数量が小口であり、しかもそれを納める上において、特殊な勉強をしてきた、こういう中小炭鉱の身軽さが、かような炭価を今まで決定してきたのだと思ひます。同時にそういう事柄が、需要が旺盛な際には、中小が身軽によそにいくといふようなことがありまして、いわゆる長期引取契約が十分用をなさないといふような点もあるわけでございます。今後はこういう事柄がないように、やはり長期引取契約をするといふことなら、その権利義務の關係はつきりさしていく、そういう方向に指導していくことが必要である、かように思ひます。

○多賀谷委員 ちょっと、運賃に關係しまして、国鉄と私鉄間の運賃が、大部分は通算制になつておるわけなんです。御存じのように、国鉄は長距離運賃の法則をとおしておりますから、通算制の方が安いわけですが、ある線によつては併算制のままで放置されておる。これはやはり、今度の運賃補給その他の問題のときに一緒に解決されるつもりかどうか、これを御聞かせ願ひたい。

○佐藤国務大臣 だいたいこまかい問題になつて参りました。ことに地方鉄道といふか、社線の場合でございます、多くの原則は合算主義だ、通算にあらずして、併算あるいは合算と申しますか、そういう仕組みだと思ひま

す。といふことは、あとの割賦の問題が生ずるものでございまして、その地方鉄道の採算性の面から見まして、遠距離運賃の法則をやられると運賃が安くなるので、本来は併算主義をとつております。併算主義をとつておるところでは、ただいまの遠距離運賃の恩典がない、かように思ひますが、これは比較的短かい区間であつたり、あるいはまた、その鉄道会社と炭鉱との特別な結びつき等で、実際の処理は、大口のものについては特別の処置もあるのじゃないか、かように思ひます。具体的には、九州ではもうそういうのはあまりはやらなくなつていくのじゃないかと思ひますが、いかうございしますか。北海道ではまだ一、二あるかと思ひます。

○多賀谷委員 その数からいいますと、確かに、御指摘のように、合算制の方が多いのです。ところが量からいいますと、通算制の方が多いわけなんです。ですから、これはやはり今度の補給問題の際に解決してやつた方がいいのではないかと、かように考えるわけなんです。ましてや、私鉄關係の方がそれによろしいといふことならば、通算してやつた方がいいのじゃないか、石炭では運賃が非常に多いものでございしますから。

○佐藤国務大臣 ただいま石炭局長が申しておりますが、この前の連絡会議では、もちろん社線の關係も出したのでございします。だから、今御指摘のございましたから、運賃問題解決の際には、あわせて考えることにいたします。

○井手委員 だいたいふん時間が経過し

て参りましたので、あと一、二点にとどめたいと思っております。

通産大臣はたゞいま、炭価を千二百円以上には引き下げない、そういう冷厳なことはしないとおっしゃいます。午前中、伊藤さんの質問に対しては、石炭は安定産業にしたいという心がまえをお述べになりました。ところが石油の自由化とか、あるいはいろいろなことから、また重油がどんどん下がり、七千円を割っていく。合理化計画を立てられたときには、重油が八千四百円であった。それがすでに七千円を割っておるといふ今日、重油が下がれば、また炭価の引き下げが強調されるのではなか、こういふので、経営者も労働者も、もうびくびくしておるのです。先刻おっしゃった安定産業にしたいという決意は、私はい言葉だと思ふのです。これは、今後のことで非常に大事な点であります。私も千二百円引き下げることについて反対であります。合理化、近代化することについては、これは当然のことだと思ふのですが、今のうちに労働者の犠牲でやられることに對しては、反対であります。その主張は別にいたしまして、大体この千二百円の目標を達成した際には、安定産業として、これ以上の炭価引き下げはやらないという建前で、合理化、近代化によるものは別ですが、今後石炭産業の再建をおはかりになるおつもりでございますか、その点をお伺いしたい。

○佐藤内務大臣 安定産業と申しますことは、需給関係において安定、あるいは需要が安定するということが、言いかえますならば、企業が採算がとれるということではない。いろいろの補助も、もちろんその道程においてはおおきいですが、これはやはり一本立ちすることが必要だと思ひます。そのことを考えますと、働く人々に対する労賃が適正であり、同時に、資本に對しても相當の利潤が得られる、そういうような事業計画がなければならぬ。だから、現在におきましては、石炭産業がいろいろ関連産業をやっておれば別でございますが、事業自体が決して適正な利潤を生んでおる事業だとは私考えません。そういうことを考えますと、これは一応需給関係は立ちましても、事業自体としてはなお安定だとはいえない。そういうことを考えますと、今の千二百円下げて、非常に合理的な資金を必要とし、非常に積極的な改善を必要とする、その辺で一思ひつかすことは当然のことじやないか、かように実は思ふのであります。それから利潤は一体どの程度が適正であるのか、かように申しますと、普通産業としては、やはり八分ないし一割見当の利潤がないと、新しく資本などは来るものではないと思ひます。先ほど申しますように、この目標の千二百円というものが達成された際には、経営の合理化を進められるだろう。そして、コスト下げるをされるだろう。それが資金に分配されたり、あるいは資本に分配されたり、価格の面で最終消費者に安いものを提供するようになったりするだろう。それが私どもが考える事業のあり方でございますから、今の途上で次の段階のものを示すということは、行き過ぎだろう、かように実は申して、ただいま三十八年の目標を推し進めて、それを実行していただく

ということを申しておるわけでありま

す。しかし、私は別な言い方をするならば、そして三十八年になりまして、なお資金水準が非常に高く、また配当も非常に高率の配当をするというふうな時期がきたら、さらに一歩下げる。これは、最終消費者の炭価を引き下げることを一つ努力をしてみたい、こういうふうな考えですが、今言われるように、なかなか困難なことだろうと思ひますので、そういう無理なことは考えない。今まではしばしば申しますように、石油は石油、石炭は石炭、その建前において一応考えられるところで進めていこうというものが、今日の決意でございます。その点では、あまり御心配をかけなくて済むのじやないか。ただ今まで陳情その他を受けまして、非常に有望な山といふますが、生産性を上げておる山も、また一昨日最初に見たような山も、一緒にされて山だと言われる。そこらに非常な間違ひがあるのだと思ひます。だから、この間題と石炭産業に對するあり方とや具体的には区別してお考え願わないと、佐藤はこう言つたけれども、それはどうしたと言われても無理だと思ひます。

○井手委員 炭価は六百も七百もあるほどに、銘柄が二千もあるほどに、複雑多岐であることは申すまでもございせん。そういう意味で、私は真の安定産業になるというところは、なかなかのことだろうと思ふのです。ただ、物価は上がつて、石炭だけは引き下げな

と云われておるときに、炭価を下げなければというこの矛盾。私がお尋ねしておるのは、将来の施策として、国策として、千二百円のこの目標のあとには、もうそんなことはしない。石炭は

石炭、石油は石油、これ以上無理はしないといふのはっきりした見解がほしかったのと、千二百円を最低として、石炭を安定産業にするための施策を講じていきたい、その千二百円が最低だといふ、そこを私は聞きたかつたのですが、その点を、もう一つはつきりこの委員会を通じて関係者に示してもらいたい。

○井手委員 石炭の持つておる社会的、あるいは人間的なもの、あるいは国際収支——石油をどんどん入れますと、特に今の場合は国際収支が悪くな

はりお話のように、石炭は石炭として、石炭産業の占める重要な任務、国の基幹産業としての立場というものを十分考えてやっていたらいいと思ふ。

そこで、あとは簡単な質問ですが、すでに買い上げは六百二十万トンきまつて、ワケ外で百何十万トン申し込みがあると聞いておりますが、来年度はどういう御計画でございますか。

○佐藤内務大臣 来年度として残つておりますものが、六十七、八万トンだと思つております。その他に、予算をいたしましたのは、大体百万トン加えて、百七十万トン程度の予算を要求しておる、かようになつておると思ひます。ただいままでのところ、ことし予定いたしましたもので予算の未使用分がなお十五億程度ございます。今、炭価の整備について、一番ここを問題にしておるわけでございますから、おそれく中小企業としても、また大きい山にいたしまして、対象になつた山、またこれからなるんじゃないかという、そこらに非常な不安感を持つておるのではないかと申します。従つて、それを安定させる方法として、右か左かを安定させることが必要なんじやないか、こういふように実は考へるのでございまして、そういう意味で、九州に参りました際に、御希望があれば百六万トン追加して、本年度内に片づけたいといふことを申したのであります。山の事情は必ずしも一様ではございせんから、予算があまりあつても年度を越しておるものが過去の例でございすけれども、不安な際は、右か左か早く処理をつけた方がいいのではないかと、不安定な状況のもとにありますと、金融な

どはほとんどできない状況だと思ひます。それこそ経営者というよりも、働く人たちの職場のことを考えますと、労働者のためには早くきめることが必要じゃないかという感を実は深くいたしておるわけでございます。ただいま申し上げますように、今後の合理化の問題として、あるいは事務的にいろいろな数字などが出ておると思ひますが、あまり先走った考え方よりも、具体的に可能な範囲の予算を計上していくことが、あまり不安を与えなくて済むのではないかと、こういう点は、十分考えて予算を要求し、またその予算ができれば、できるだけ早く目に処置すべきじゃないか、かように思ひます。

○井手委員 ちよつと局長に伺ひますが、私が事業団で聞いたのは、今までのワクは六百三十万トン、それに対して、すでにあなたに対して申し出があつて、はみ出したのが百万トン以上に上つておると聞いておるのですが、そうですか。——それでありますならば、経営者にも労働者にも不安を与えないように、なるべく早く右か左かきめたいという大臣のお考えのようですが、最近のようにデフレ傾向になつて参りますと、就職の点を非常に心配しますが、しかし、どうにもならぬところはやむを得ない、やはり右か左かきめておかなければならぬと思ひます。そうしますと、百万トン以上も申し出があつて、ワク外になつてしまつていくもの、それを、できるならばワクを広げて予算措置をしてやりたいということでございますが、その辺をはつきり答えて下さい。

○佐藤国務大臣 予算は一応ついておりまして、ことし実施するといふものが、昨年と同様でございますが、年度を越しておるのです。でありますから年度を越して処理しないで、ワクを別にふやすわけじゃございません。だから、今予定されておりました整理トン数、それを予算が今あるのでございますから、その範囲内で処理したかどうか、それが先ほど申します百万六万トンという数字でございます。

それから、先ほど申しますように、来年はと言われますと、百万六万トン処理してしまつと、あと残りますのが六十七、八万トンということになるわけです。それに対して、さらに百万トン程度の見込みの予算をつけておる、要求しておる、こういうことであります。

○井手委員 大体わかりはしました。私が事業団から聞いておるところでは、六百三十万トンの処理ができておらぬことは事実です。けれども次々に申し込みがあつて、もう今から整理しようとして申し込んだつてだめなんです。処理はできておらぬけれども、すでに申し込みというものは満ちたつて、なお百万トン余つておるのです。門前にたまつておるのです。だからそれをどうなさるか。今から申し込んだつて、二年先になるか三年先になるかわからぬのです。

○今井(博)政府委員 これは、先ほど大臣からお答えになりましたように、来年度のワクは六十七万トンしかございせんので、さらに三カ年計画で六百二十万トンの新しいワクを設定したい、こう考えまして、来年度は、そのうち現在予算要求しておるのは百二十万トンでありますから、百二十万トンを新しく要求したい。従つて、既

存の計画の六十七万トンを加えますと、約百八十七万トンになります。それを来年度やりたい、こう思つて、今ワクからあふれておるのはそれで処理したい、こう考えております。

○井手委員 なお不足の分も考えられますけれども、それは大臣、大へんな熱意のようですから、もうその点は、今日は触れないことにいたします。

最後に、大臣は鉱区の統廃合について、積極的に進めたいといふことを聞田さんにお答えになったことがございします。そして昨日でしたか、未開発炭田は全国八地区あるが、特に原料炭の開発に手を伸ばしたいというお話がございました。それは石炭合理化法に基づいてのお考えですか、あるいは鉱業法でお考えになっておりますか。最近非常にけつこうなものが出て参りました。「鉱業法改正の基本方針」として、鉱業法改正審議会がこういふことが言われておるのであります。「鉱区調整を、通産産業局長の勧告、仲介、決定等の方法により行ない、制度を整備することとする。」という非常に進んだ、けつこうな案が出て参つておりますが、真に鉱区の統廃合をするためには、やはり通産局長が決定するところまでいかなくてはならぬと私は思ふのです。今までは、買方と売方かもしれない方との間をあつせしめる、紹介する程度であつた。これは、簡単にできないのはあたりまえです。国家的な立場から必要と認めるなら、やはり通産局長が強いあつせん、仲介、最後には決定まで行なうことが必要だと思ふのです。そこまでの、西

○佐藤国務大臣 鉱業法審議会の答申を今お話しになったのだと思ひますが、鉱業法の改正が当然必要になつてくるのではないかと。ただいまの勧告の程度では目的を達しないと思ひますので、ただいまそのような改正を検討いたしておるわけでありまして。

○井手委員 だから、まだ正式答申でございせんが、やはりこの基本方針にありまふような方法でいかなくては、真の統廃合による開発ということにはむずかしいと思ひます。そこで、あなたの決意を承りたかつたのです。

○佐藤国務大臣 ただいまそういう方向で検討しております。いずれ鉱業法の改正を出しましたら、御審議を願ひなければならぬと思ひますが、よろしくお願いいたします。

しまして、未開発の有炭炭田の開発は、ぜひやらなければならぬと思ひます。ことに恒久的なエネルギー対策の面からいたしまして、これは絶対に必要でありますし、また緊急な難題者対策の面でも、これは必ず役立つことだ、かように考えておるわけでございます。ただいままでのところ政府に調査機構がついておる、かように申し出ておりますので、その実情などは局長から一通り説明させたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 御承知のように、炭田総合開発という計画を立てまして、現在八地区について調査を行なつておりました、今一番重点を置いておりますのは、三池を中心とする有明海、それから高島炭田といふものが、それよりも少し北になる高島炭田、それから石狩の南部地区、この三地区が最も有望かと思ひます。これは主として原料炭の炭田でございます。その他につきましては、まだ一般炭の地区もございまして、まだ未調査の地区ばかりでございます。現在八カ所のうちでは、この三つに重点を置いてさらに調査を進めたい、こう考えておる次第でございます。将来は、やはりそういう意味で、原料炭の需要状況からいたしまして、少なくとも四〇〇％程度の原料炭は国内でまかないたい。

○井手委員 真に石炭産業を安定産業とするためには、鉱区の整理統合、未開発炭田の開発がきわめて重要でありますので、これはなお論議する機会が次にあるかと思ひますから、特にそ

の点、一つ熱意を持ってもらいいたい
ということをお願いいたしておきま
す。

○滝井委員　さいぜん大臣の御説明
の、申し込まれてはおるけれども、ま
だ処理ができてないものが百六万ト
ンあるという点に關連してですが、申
込みがあつて処理ができてないとい
は、いろいろありますが、非常に鉅費
が多いということが一番多いのだらう
と思います。ところが、二年も三年も
前から申し込んで、できない主たる理
由は、最近における建築資材、それか
ら人件費の値上がり、これは二割以上
値上がりをしてゐるわけです。従つて
処理をしようにしても、今度は鉅業權
者が合理化事業団に自分でお金を持
ていかなければ処理ができませんとい
う状態が、おそらくこの百六万トンの中
には相當出てくるのじゃないかと思
う。もっと進めれば進めるほど、そう
いう状態が濃厚になつてくる。そうし
ますと、百六万トンの中には、焦げつ
きというか、これはとてもだめだらう
というやつが出てくると思うのです。
今私も、そういうものを扱つておるの
ですが、そういうものの処理は——無資
力にいく分は何とか解決できるの
です。無資力になれば六十六万、今度改
正したら六十六万はなくなります、
現行法の六十六万を適用すればよいこ
とになるわけですが、そうでないもの
がある。ところが、今経営している炭
といふものは、買ひ上げの申請をしな
いで、経営している炭も、あつてい
つていて、ようやく収支償うていつ
ている。とても追い銭まで打つて買
ひ上げてもらふ資力がないという炭

が、私は百六万トンのうちに相當ある
ではないかと思うのです。こういうも
のの処理が進まぬと、あとの六十八万
トン・プラス百二十万トンですか、百
八十七万トンの来年の業務が進まぬこ
とになるわけですね。これが現在整備事
業団の事務渋滞の大きな——百六万ト
ンといふものが、いわば前にふさがつ
てゐるわけですね。人数もそう多くな
いから、事業団の職員はこれに忙殺さ
れてゐるわけですね。だから、新しいもの
の買ひ上げの事務をやろうと思つて
も、やれない状態です。ここらあたり
の打開策を一体どうお考えになつて
いるかといふことです。

○今井(博)政府委員　確かに先生の御
指摘になりましたように、どうにもな
らない炭鉅がございまして、これが相
當数に達すると思ひます。それで、現在
の処理の方針として、現在の買
ひ上げの方式ではどうしても買ひ上げ
ができませんので、これについては、こ
の年末くらいまでに何らかの目算をつ
けたい。従つて、もしもそういうもの
が、山の方でも延ばさざるを得ないと
いうことになりましたら、その分はむ
しろあとに回しまして、現在受け付け
ていないものをさらに受け付けて審査
するとかいふ、一種の取りかえといひ
ますか、そういうふうなことも可能か
と思ひますが、この十二月、年末まで
にどの程度のもので買ひ上げできない
かといふことをはっきりしたいと思
ひます。ただ、その中には、初めから
書類も何も出さずに、ただ権利だけを
持つて眠つてゐるというふうな炭鉅も
ございまして、この点ももう少し選
別しなければならぬと思ひますが、根
本的にこういうものをどうして処理す
るかといふことにつきましては、やは
り現在の買ひ上げ方式では買ひ上げが
不可能でありますので、炭業權の譲渡
を含んだ今の買ひ上げ方式そのものを
再検討しまして、来年度はそういうも
のを買ひ上げ得るような方式を考え
たいと思ひます。そうしますと、やはり
無資力認定へ移行する例が多くなると
思ひますが、無資力認定の今のやり方
そのものを、それに關連して検討し
なければならぬと思ひますので、現在
の買ひ上げ方式は、やはり現在保安で
やつておられますような買ひ上げ方式と
も關連しまして、もう少し新しい考
え方をとつていきたい、こう思つてお
ります。

○滝井委員　そうすると、その新しい
買ひ上げの方式の構想といふのは、お
よそどういふ方法がございしますか。何
かいいことをお考えつきになつてお
るとすれば、そのアウト・ラインでも
——こういう方法はどうかといふことがあ
れば、われわれも研究してみたいと思
ひますが……。

○今井(博)政府委員　まだ成案は得
ておりませんけれども、やはり現在保安
で考へておられますような、保安の今
度の法律でまかりましたように、炭業權
を抹消してきた抹消登録といふものを
条件にして、一種の整備補給金といひ
ますか、補償といひますか、買ひ上げ
ではなくて、炭業權を抹消した場合の
整備補給金、補償金、そういう方式
の金を出すことを検討しております。
考へ方は、保安の今度の法律で考へて
おりますのと同じようなものでありま
す。

○滝井委員　そうしますと、整備補償
金を出して、なおあと鉅害その他が残
れば、その部分については、今度は無
資力なら無資力を適用する、こういう
二段がまえになつてくるわけですか。

○今井(博)政府委員　そうですね、
無資力なら無資力を適用する、こうい
うものがまづと歩かせるのか、それとも
もうストップしてしまふのかといふ問
題が出てくるわけですね。これはいづれ
の場合も炭住に労働者が滞留してしま
うわけですね。この問題の見通しをは
きりつけておかぬと、労働者といふも
のは、野上鉅で見たら、本洞で見たよ
うに、また原口さんの炭鉅で見たと同
じように、破れ屋に何年も滞留するこ
とになる。だから、あと回しにした場
合、歩いてゐるものとやめてゐるもの
との二つをどう処理するかといふこ
と、歩いてゐるものは、炭業權者が今
保安の確保をやつておりますから、電
気料から水道料から全部払つてゐるわ
けです。それは、結局、買ひ上げられ
た金の中から払おうと思つて借金して
ゐるわけですね。買ひ上げたときは、同
時に借金でとられる、こういう形にな
るわけですね。買ひ上げられないとす
れば、借金のままの中で、事業主は非
常に悲惨になるという状態が出てくる
わけですが、この二つのケースを一体
どう処理するか。

○今井(博)政府委員　非常にむずかし
いケースが出てくるかと思ひます。そ
で、これはそのケース、ケースに応じ
まして、慎重に對策を考えていきたい
と思つております。

○滝井委員　それからもう一つ大事な
点は、こういうふうに非常にいろいろ
のケースで炭山が行なわれてくるわけ
です。その結果、最近こういうことが
行なわれ始めたわけですね。自分の山は
もう終極じゃ、もう全部掘り尽くして
石炭はありませんと言つて、ばたつと

それからもう一つ。その前の段階で、
百六万トンというものが現在申し込
んでいるのですが、停滯をしております。
それを今度は、買ひ上げの対象になら
ぬといふことで、しばらくあと回しにす
る、こうなりますと、その百六万トン
のうちどのくらいがあと回しになるか
しらぬけれども、このあと回しになる
たもののケースは二つになつてくる。
どういふ工合に二つになつてくるかと
いふと、一つは、ポンプ・アップをし
て細々ながら採炭をして歩いてゐる炭
鉅。それからもう一つは、買ひ上げる
ことによつて、労働者はそのまま置い

ておつて採炭をやめてゐるのと二つあ
るのです。そうすると、一体こういう
ものはずつと歩かせるのか、それとも
もうストップしてしまふのかといふ問
題が出てくるわけですね。これはいづれ
の場合も炭住に労働者が滞留してしま
うわけですね。この問題の見通しをは
きりつけておかぬと、労働者といふも
のは、野上鉅で見たら、本洞で見たよ
うに、また原口さんの炭鉅で見たと同
じように、破れ屋に何年も滞留するこ
とになる。だから、あと回しにした場
合、歩いてゐるものとやめてゐるもの
との二つをどう処理するかといふこ
と、歩いてゐるものは、炭業權者が今
保安の確保をやつておりますから、電
気料から水道料から全部払つてゐるわ
けです。それは、結局、買ひ上げられ
た金の中から払おうと思つて借金して
ゐるわけですね。買ひ上げたときは、同
時に借金でとられる、こういう形にな
るわけですね。買ひ上げられないとす
れば、借金のままの中で、事業主は非
常に悲惨になるという状態が出てくる
わけですが、この二つのケースを一体
どう処理するか。

○今井(博)政府委員　非常にむずかし
いケースが出てくるかと思ひます。そ
で、これはそのケース、ケースに応じ
まして、慎重に對策を考えていきたい
と思つております。

やめてしまふわけですね。やめて労働者に退職金を払って、そして社宅その他から出てもらう。それからおむろに売山申請をするわけですね。そうして買上げられます。そうしますと、われわれ合理化法というのは反対をしましただけでも、合理化というのは、鉱業権者についても買上げてやるが、同時に、労働者も、移住資金とか離職金ももらえる、こういう考え方だったわけですね。ところが、閉山をしてその後売山申請をする、労働者は何ももらえないですね、閉山をしていられるのですから。これはこの法律に反するわけですね。そして、大体今買上げの業務は、最も早いもので六カ月、練達堀能の事務屋がおつても普通一年かかります。六カ月から一年の間に大体評価額が内示されます。内示されるときには、ほとんどその地区の鉱害を全部洗いざらい、大体鉱害がどの程度あるかということが、もう同時に把握されておるのです。そして評価額が内示される。内示されると、たとえば鉱害が六千万円、評価額は一億、こうなると、よし、これで調印という、もしそれを片づけていなければ、六千万円を事業団にリザーブしてしまふ。そして残りの四千万円を払うことになる。ところが、今言ったように、物価が上がり、大へんですから、四千万円は返さないのです。八千万円までリザーブして二千万円くらい返すのです。こういう形になるのです。そこでこの合理化法を見ると、労働者が離職金をもらうためには、買上げのときから前三カ月に勤務をして、あと二カ月の後に解雇されておらなければ、離職金も何も

もらえないわけですね。従って閉山をした炭鉱は、一切労働者なくして買上げてもらふ、こういうことになって、労働者は何の恩恵にも浴さない。これは何といひますか、体のいい脱法行為ですよ。こういうことは、私は許されぬと思うのです。そこで、こういう形の買上げが今後行なわれるとすれば、閉山のときの前三カ月、あるいはあと二カ月とかというように、ずっと前にさかのぼって設定しないと、労働者というものは何ももらえないで、おぼろり出されてしまふのです。それは、退職金はもらえます。けれども、合理化に伴うお金はもらえないのです。だから、この点に対する措置を、私はこの機会に、やはり合理化法の審議ですから、政府としてははつきりしておく必要があると思います。買上げの予定日やなんかは、これは買上げに伴う行政上の措置ですから、いいです。それはいろいろおやりになつていいですが、労働者だけには、これは鉱業権者が金を出すのじゃないのですから、政府と鉱業権者全部がブールしたお金を労働者に払うわけなんです。閉山のときにしてやっても、鉱業権者は腹は痛まぬわけですね。合理化によって労働者が首を切られて悲惨な目にあつては、思ふところから、やはり一カ月分くらいは、離職金や移住資金をやるような政策は、やはり私は温情ある政策としてとる必要があると思ふのですがね。これは佐藤さん、どうでしょう。

○今井(博)政府委員 非常にむずかしいケースでございます。現在の合理化法、それから業務方法書の建前からいいますと、今の場合には離職金を出す方法がないということになります。われわれの方は、離職金は、先生御承知のように、買上げ予定日を中心にして、買上げ予定日の前、一人でも多く、離職金が労働者に渡るように実は考へておりました。決してこれを惜しむものではないと思ふのですが、今のうちに先閉山してしまつて、労働者が全部いなくなつてから申し込んできた、こういう悪質といひますか、そういう鉱業権者の場合には、ちよつと今の方法では救いようがないのじゃないかと思ひます。なぜ鉱業権者がそういうことをするの、それから、それだけ労働者が離職金をよけいもらえるわけですから、むしろそういう温情ある措置は、鉱業権者みずから考へべきだ、それが当然だと思ひますが、そういうふうな事例が確かにあり得ると思ひます。で、今は相当思い切つてさかのぼつて離職金を支給したいと思ひます。けれども、そういう場合に、何かうまく理屈をつけて支払ひ得るような方法があるならば、ぜひとりたいたいと思ひます。この点は非常に規則とも関係いたしますので、もう少し研究さしていただきたいと思ひます。

○滝井委員 実は、これからだんだん大手の炭鉱が閉山する場合には、やはり労働者から合理化反対、売山反対が出てくるわけですね。そうすると、労働者の同意をとらなければ申請がやれないわけですね。だからなかなか閉山——終端で閉山した、こういう形になると思いますが、終端で閉山といつても、こういうことをやるのは、大手がこれが多いのですが、終端しましたといつて大手はやつてしまふ。そうして、第二会社でもやつてやらせる場合は別です。ところがその場合でも、鉱区を分割するわけですね。大きな鉱区を分割して、たとえば浅い層の残つておる分は、大手がやつたのでは鉱害その他を扱わなければならぬので、第二会社なり中小に渡して、残りだけ売れば同じことなわけです。だから、こういう形がとられますから、私は五年も十年もさかのぼつてやりなさいといひませう。やはり閉山時において使用されておつた労働者については、移住資金は当然もらえますが、離職金はわずかに一カ月分ですよ。だから、やるというように何か業務方法書をかえていただければ、私は事足りると思ひます。二年も三年もさかのぼれば、これは大手はたぐさん使つてゐるから、閉山といつても、最近閉山といつても、閉山式をおくらすのです。買上げになる前に閉山式をやるといふのであります。閉山式をやらずに、実質的に閉山したと見られるときですね。これも、実質的に閉山したときといふものなかなかむずかしいのです。ポンプ・アップその他何人かの保安要員を残して全部首切つてしまふわけですね。むずかしいけれども、それは大体客観的に見ればわかるのであります。だから、何かこころあたりをぜひしてもらわないと、合理化法という法律は、事業主側も救うけれども、労働者も救うという形になつておるのですが、事業主は助かつて労働者は助からないといふことでは、均衡がとられていない。現実にはそういうふうに出てきたのですから、大臣、ぜひあなたから御答弁願つて、速急にやつていただきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 なかなかむずかしい問題のようですが、御指摘の通り、せつかくの制度が悪用されて、効果を發揮しないようでは申しわけございませぬので、十分誠意のある検討を續けていきたいと思ひます。

○有田委員長 多賀谷君、だいぶ時間が経過しましたから、簡潔にお願いします。

○多賀谷委員 まだ逐条審議は一つもやつていない。これは、法律が運用され出すと、一つも審議してないと、大へんなのです。私たちが関係者なんですから、速記録がこうあつたとか、いつでも大へんなことが起こる。これは与党でも審議しないからこういうものが出てくるので、やはり私は審議をしていきたいと思ひます。

そこで、今の滝井さんの指摘した一つは、悪質の業者だけでなく、政府もワクがないのです。自分は買上げを申請したいけれども、ワクがない。そこで覆面申請して届けておる。ところがワクがないから、表面は受けつけてないのであります。これが今の例なのです。これは、何も悪質な業者だけじゃなくて、政府もワクを持つてないのですから、正式に受けつけるわけにいかない。そこで、届出は預かつておきます。それで、ワクが拡大されれば先着順にやります。こういうところ、それは業者だけの問題ではない。ですからワクの拡大の方は、やはりそういう時期を見ておやりになつた方がいいと思ひます。そこで、今滝井さんの方から、労働者が非常に困つておる例をお話しになりましたが、現在の合理化法で一番困つてゐるのは賃金、退職金ももら

えない。なかんずく、退職金がもらえない。ほとんどの例が小さな炭鉱ですが、ほとんど鉱害の処理をしてない。ですから、買上価格よりも、鉱害の方がすくぶる多い。そういたしますと、鉱害の方は、連帯債務になる。すなわち事業団は、買上上げを申請いたしました炭業権者と連帯債務になるものでありますから、事業団は、鉱害をいわば瑕疵ある鉱業権のような扱いをして、最優先に鉱害を払うという仕組みになっておる。あらゆるものよりも最優先に払う。そういたしますと、労働者の方は退職金なんてほとんどもらえない。加茂炭鉱の例を言っておそれ入ります。労働者の退職金が千九百万円ほどあった。ところが鉱害が四千万円以上ありまして、買上上げ代金がたしか三千数百万円あったと思う。そこで百万円くらいしか労働者に渡らなかつた。千九百万円退職金があつて、百万円くらいしか渡らなかつたという例が現実にある。今度の石炭鉱山保安臨時措置法は、退職金を含む賃金と鉱害を、単なる代位弁済だけでなくて、優先弁済にしておりますから、このシステムは私は非常にいいと思うのですが、われわれこの合理化法に反対しておりますから、われわれの方から修正するというわけになかなかいかないのです。ですから、政府の方で合理化法の改正を出されるときには、すべからず退職金を含む賃金は、これを少なくとも石炭鉱山保安臨時措置法のような取り扱いをしてもらいたい、こう考えますが、どうですか。これは事務局でも検討でございます。

○多賀谷委員 研究させていただきまうといひましても、現在同じような法律、石炭鉱山保安臨時措置法では退職金を含んで、しかも優先弁済ですよ。ところが石炭鉱業合理化臨時措置法の方は、退職金なんというのはいくつ一般債権のビリの方にいくのです。そうでしょう。それはまず鉱害、その次は抵当権なんか持てきます。公租公課があります。結局、退職金なんて一般債権の中へ入っているわけですからね。ですから、非常に順位が違ふ。そこで、少なくとも政府が同じような法案を出されておるわけですから、合理化臨時措置法もそういうふうな扱つてもらいたい、こういうふうな思います。

○佐藤國務大臣 未払い賃金は、御指摘の通り、優先先取りだということのようですが、ただいまのお話は退職金まで含める、そこに問題があるようでございます。その点は、なお今事務局が申ししますように十分検討して、將來の問題として解決したい、かように実は申しておるわけでございます。私やはり退職金も、大きい退職金じゃございませぬから、最低の退職金程度は、未払い賃金同様に扱うことが望ましいことだと思ひます。だから、ただいまの法律がどうなつておりますか、その辺十分検討させていただきたい、かように思つております。

○多賀谷委員 石炭鉱山保安臨時措置法の方では踏み切られておるわけですから、私はそれと同じような扱いをしてもらいたい、かように思ひます。

○多賀谷委員 石炭鉱山保安臨時措置法の改正の問題ですが、この保証契約の対象になります三十六条の十三の一号、二号は合理化法の買上上げの場合には適用されませんか、適用されませんか。

○今井(博)政府委員 三十六条の十三の一号の場合、買上上げの場合もそうでない場合も一応適用される建前にはなつておりますが、かりに、ある鉱山業者がその山一つしか持っていないという場合に、その山が買上上げられるということになりますと、實際問題としてはあとに何にも財産がありませんから、この一号の適用はむしろかしかうと思ひます。

○今井(博)政府委員 三十三条の十三の二号の場合、これは実際に山を廃止する場合でございます。山を實際に廃止した場合に、鉱害について一度に金が要するという場合のことを想定いたしましたして、山を廃止した場合にのみこの二号を適用する、こういう考え方をとつております。従つて、山を廃止する場合でなくて、一般に鉱害に金が要したという場合には第二号は適用されない、こういうことであります。

○多賀谷委員 そうすると、第二号の場合、買上上げることによつて事業を廃止する場合はどうなんでしょうか。

○今井(博)政府委員 それは適用になります。

○多賀谷委員 そうしますと、二号の場合には買上代金ももらつて、また保証契約もできるわけですね。

○今井(博)政府委員 これは、その事業を廃止して事業団に買上上げの申請をした場合、その場合は買上上げになります。第二号の適用は当然であると思ひます。

○多賀谷委員 そりすると、その山が一つだけの場合で、それを買上上げた場合は、ありませんか。

○今井(博)政府委員 この第二号の場合でございますが、一社一山という場合には、第二号の適用は考へておりません。

○多賀谷委員 そりすると、ほかに担保があつても、これは保証契約になりませんか。その炭鉱でなくても、ほか担保があつてもできませんか。

○今井(博)政府委員 かりに兼業部門を持つて、相当な担保を持つておるといふ場合は、第二号の適用は考へております。

○多賀谷委員 そりすると、担保がありさえすれば一山の買上上げとは関係ないわけですね。担保があるかないかという問題でしょう。

○今井(博)政府委員 これは實際保証する場合に、やはり全然財産がないという場合には保証ができませんので、結局どういふ担保があるか、それだけの返済能力があるかということになります。

○多賀谷委員 結局、炭鉱の経営を残しておくということとは、前提条件ではございませぬ。

○今井(博)政府委員 前提条件ではございませぬ。

○多賀谷委員 大臣、大体炭鉱には三つの型があると思ふ。それは、退職金さえくれれば、未払い賃金が親しいから、退職金さえ見れば全部やめたい、閉山をしたいという労働者の希望の山。次の型は、別に非常に安定した職場があればぜひやめたいという層の炭鉱がある。その上の層が、いや、首を切られても絶対やめたくないという層である。これを考へると結局三十三条の十三に該当する炭鉱というのは、労働者が絶対やめたくないという

ところに該当するんですよ。もしこれがそうでなくて、二、三というところに該当するとするならば、これは山をつぶすことになる。逆に、若い労働者と技術者がいなくなる法律になりますよ。炭鉱の再建にならない。退職金を見れば、労働者はやめたいという状態です。プレミアムをつけなくてもやめたいという労働者は、幾らでもいるのです。ですから、今大手なんかの炭鉱においても、退職金を全部払えないで分割して払つておるので、退職金を全部くれないからがまんして、いよいよ、こう言つてゐる。退職金をまるまる払いますと言つたら、希望者が殺到する。そうすると、山の再建も何もできない、こういう状態にあるのです。

○佐藤國務大臣 ちよつとわかりかねるのですが、ただいま言われるような事柄、労働者は退職金をくれればやめる、あるいは未払い賃金をくれればやめたい、こういう山自体はおそらく、採算性のない山だ、こういうふうに一般には見られる山じゃないかと思ふのです。見込みのある山だと、おそらくそういう事態も起こらないと思ひますから、そういう山こそ対象になるのじゃないか、私はそんな気がするのですが、あるいはお話を点を取り違へておるかと思ひます。そうじゃないかと思ひます。

○多賀谷委員 見込みのない山は、担保がないのですよ。

○佐藤國務大臣 それは程度の問題だろうと思ひますので、一がいに申し

上げるわけにいかない。ことに労使双方で話し合いもされることだろうと思えますから、そういう点は比較的労使双方了承しないと進んでいかなないのじゃないか、いわゆる整理の方に進んでいかなないのじゃないか、かように私は思いますが、いかがでございますか。

○多賀谷委員 今、プレミアムをつけて労使が合意に達しての大量解雇でない場合でも、やめ手がほとんどあるのです。しかも、中高年層はやめません。若い者と技術を持った者がやめていく、こういう状態です。ですから、いわゆる良質な労働力というものが失われるわけです。そして、一番しなければならぬ政策のポイントであるいわゆる中堅炭鉱、その中堅炭鉱は、退職金を払うと言々と若い労働者がいなくなる。だから、今むずかしい状態にあるわけです。ですから、一体政府は何をねらっておるのか、そのことをお聞かせ願いたい。

○佐藤国務大臣 これは、私は申し上げていることと合うかどうかと思いますが、安定産業にしますと、やはり必要な労務は確保しなければならぬ、この必要な労務の確保がはたしてできるか、こういうことをせんだって、炭労の原委員長と実は話し合ったことがあるのであります。これはもう最近の労働の状況等から見まして、山から離れる、あるいは新たに山に入ってくる、これが非常に困難になっておる、これはもうひとり日本ばかりではございません。外国等においても、そういう例になっておる、かような点が指摘されております。従いまして、冒頭に申すような、また、基本的な考え方でおります、基幹産業であり、安定

産業にする、こういう観点に立てば、必要な労務者の確保、これは経営者として十二分に努力していかなければならぬと思っております。そういう場合に、やはり賃金構成というものが一つの問題になるだろう、かように考えます。そこでいわゆる中小炭鉱等におきましても、今回の最低賃金というものが、そういう意味では新たな賃金構成ができて、安堵してその職場に踏みとどまり得るのではないか、そういう待遇をすることが必要ではないか。幸いにいたしましたして、本日、労働省は、中央審議会ですか、それに諮問したという実情もございしますように、賃金体系も今後は積極の面——今までは離職者について非常に議論が集中されておりますが、残る人あるいは今後新しく入ってくる必要な労務者のための制度も整備されて参るだろう、これを私もは期待いたしております。

○多賀谷委員 そういたしますと、まず、炭鉱の再建並びに安定のためには、良質な労働者を確保しなければならぬ。それがためには最低賃金が必要である、こういう考え方で最低賃金審議会に答申をされたわけですね。

○佐藤国務大臣 私は、労働省がどういうふうに考えたか知りませんが、私も、私自身は、そういう意味で新しい賃金体系が今後発足するだろう、実はこれに期待をかけておる次第でございます。

○有田委員長 次会は明二十六日木曜日午前十時より理事会、十時十五分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十五分散会